

平成22年第3回潟上市議会定例会会議録（5日目）

○開 議 平成22年9月21日 午前10:11

○閉 会 午後 5:27

○出席議員（20名）

1 番 中 川 光 博	2 番 大 谷 貞 廣	3 番 児 玉 春 雄
4 番 藤 原 幸 作	5 番 菅 原 理 恵 子	6 番 澤 井 昭 二 郎
7 番 菅 原 久 和	8 番 伊 藤 栄 悦	9 番 戸 田 俊 樹
10 番 佐 藤 義 久	11 番 小 林 悟	12 番 岡 田 曙
13 番 佐 藤 昇	14 番 藤 原 典 男	15 番 西 村 武
16 番 鈴 木 斌 次 郎	17 番 堀 井 克 見	18 番 藤 原 幸 雄
19 番 佐々木 嘉 一	20 番 千 田 正 英	

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市 長 石 川 光 男	副 市 長 鑑 利 行
教 育 長 肥 田 野 耕 二	総 務 部 長 山 口 義 光
会 計 管 理 者 佐 々 木 博 信	産 業 建 設 部 長 児 玉 俊 幸
水 道 局 長 菅 原 龍 太 郎	教 育 次 長 鈴 木 公 悦
市 民 生 活 部 長 小 林 健 一	福 祉 保 健 部 長 鈴 木 司
総 務 課 長 藤 原 貞 雄	企 画 政 策 課 長 幸 村 公 明
活 性 化 推 進 室 長 関 谷 良 広	財 政 課 長 川 上 護
産 業 課 長 伊 藤 清 孝	総 務 学 事 課 長 鎌 田 雅 樹
生 涯 学 習 課 長 菅 原 一	市 民 課 長 鈴 木 利 美
生 活 環 境 課 長 近 藤 進	社 会 福 祉 課 長 大 木 充
税 務 課 長 山 平 重 男	都 市 建 設 課 長 渡 部 智
農 業 委 員 会 事 務 局 長 根 一	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 ・ 監 査 委 員 会 事 務 局 長 三 浦 永 寿
追 分 出 張 所 長 三 浦 喜 博	幼 児 教 育 課 長 小 玉 隆

高齢福祉課長 伊藤 律子 健康推進課長 伊藤 正吉

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 伊藤 正 議会事務局次長 門間 善一郎

平成22年第3回潟上市議会定例会日程表（第5号）

平成22年9月21日（5日目）午前10時開議

会議並びに議事日程

- 日程第 1 緊急質問の件について
- 日程第 2 議案第54号 潟上市農山漁村活性化施設設置条例（案）について
- 日程第 3 議案第55号 潟上市農業集落排水施設設置条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 4 議案第56号 潟上市有線放送電話施設の指定管理者の指定について
- 日程第 5 議案第57号 平成22年度潟上市一般会計補正予算（第3号）（案）について
- 日程第 6 議案第58号 平成22年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について
- 日程第 7 議案第59号 平成22年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について
- 日程第 8 議案第60号 平成22年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）（案）について
- 日程第 9 議案第61号 平成22年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第2号）（案）について
- 日程第10 議案第62号 平成22年度潟上市水道事業会計補正予算（第2号）（案）について
- 日程第11 認定第 1号 平成21年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第 2号 平成21年度潟上市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第 3号 平成21年度潟上市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第 4号 平成21年度潟上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 1 5 認定第 5 号 平成 2 1 年度潟上市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 6 認定第 6 号 平成 2 1 年度潟上市有線放送事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 7 認定第 7 号 平成 2 1 年度潟上市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 8 認定第 8 号 平成 2 1 年度潟上市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 9 認定第 9 号 平成 2 1 年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 0 認定第 1 0 号 平成 2 1 年度潟上市豊川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 1 認定第 1 1 号 平成 2 1 年度潟上市下虻川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 2 認定第 1 2 号 平成 2 1 年度潟上市和田妹川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 3 認定第 1 3 号 平成 2 1 年度潟上市飯塚財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 4 認定第 1 4 号 平成 2 1 年度潟上市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 5 認定第 1 5 号 平成 2 1 年度潟上市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 2 6 請願・陳情について
- 日程第 2 7 各常任委員会の報告について
総務文教常任委員長
社会厚生常任委員長
産業建設常任委員長
- 日程第 2 8 議案第 6 3 号 平成 2 2 年度潟上市有線放送事業特別会計補正予算（第 1 号）（案）について

午前10時11分 開議

○議長（千田正英） おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成22年第3回潟上市議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

議会運営委員長の報告を求めます。9番。

【議会運営委員長の報告】

○9番（戸田俊樹） おはようございます。

議会運営委員会の報告を致します。

追加日程第27、議案第63号、平成22年度潟上市有線放送事業特別会計補正予算（第1号）（案）については、追加提案されたことにより、本日の日程とすることに致します。

次に、本日、19番佐々木嘉一議員より緊急質問の申し入れが議長あてにありました。開会後に最初にこの件を直ちに取り扱うことと致します。

次に、総務文教常任委員会より閉会中に開催した委員会の会議録の配付の申し入れがありました。これまで会議録の配付は行っておりませんでした。委員会の全会一致での確認事項であり、採決における重要な意味を持つと思われまますので、今回に限り配付することと致します。なお、議員各位におかれましては、取り扱いに十分ご注意願います。

以上です。

○議長（千田正英） ただいま、「男鹿市・潟上市・大潟村2市1町によるジオパーク構想協議会からの退会について」の件について、19番佐々木嘉一議員から緊急質問の申し出があります。

暫時休憩します。

午前10時13分 休憩

午前10時14分 再開

○議長（千田正英） 会議を再開します。

この緊急質問の件を議題として採決します。この採決は起立によって行います。19番佐々木議員の…。

暫時休憩します。

午前10時15分 休憩

.....

午前10時15分 再開

○議長（千田正英） 会議を再開します。

この緊急質問の件を議題として採決します。この採決は起立によって行います。19番佐々木議員の緊急質問に同意の上、日程の順序を変更し、直ちに発言を許すことに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立多数です。したがって、19番佐々木議員の緊急質問を日程の順序を変更し、日程に追加することに決定しました。

以下、日程を繰り下げて行います。

暫時休憩します。

午前10時16分 休憩

.....

午前10時19分 再開

○議長（千田正英） 会議を再開します。

【日程第1、緊急質問の件について】

○議長（千田正英） 日程第1、緊急質問の件について議題とします。19番。

○19番（佐々木嘉一） この件について大変時間をおかけしまして申し訳ありません。

このたび緊急質問を提出しましたところ、貴重な時間をいただきましたこと、衷心より御礼申し上げます。

このことに対する緊急性については、何でいまさらということもありますが、施策の方向を転換したことに対する事実に対してお伺いするものであります。

また、このことに関して、私としてはマスコミ報道よりありませんので、もしご指摘の点ありましたら宜しく願います。

テーマは、男鹿市・潟上市・大潟村2市1村によるジオパーク構想協議会からの退会について。

先般、突如として男鹿市・潟上市・大潟村ジオパーク推進協議会から本市の5団体が退会したことが9月7日にマスコミ報道されました。報道によると、男鹿半島や八郎湖

周辺の特有の地質を地質遺産として世界ジオパーク、いわゆる大地の公園への加盟地域を審査している日本ジオパーク委員会に申請するため、秋田大学名誉教授の白石氏が一昨年、地質学的に貴重な場所が点在する男鹿半島、大潟村、そして日本の産業発展を支えた豊川油田がある潟上市の3地域一帯を世界ジオパークとして登録する構想を提唱されたと報道されております。

今回の退会に関しては、同事務局であります男鹿市教育委員会によりますと、去る8月10日から8月26日にかけて潟上市、市教育委員会、市観光協会、市商工会、NPO豊川をヨイショする会が退会を届け出たとされていますが、豊川をヨイショする会理事長はこのことに関しては市は具体的な取り組みもなく積極的に動いた実感はないと市当局に対する不満も述べておるといふふうに報道されております。

当局のマスコミに対する説明では、潟上市は観光ポイントが少ない、ガイド育成やトイレ整備など十分なコスト、労力を割くことができないという副市長の新聞報道に対するコメントでありました。更に報道では、見出しを大きく「メリット低いと判断した」ことが述べられておりました。また更には、見学ポイントの柱となる民有地の豊川油田を公費で整備することへの疑問や観光客が男鹿市に集中するのではという懸念があることも述べられています。

この件に関しては、市長は去る平成22年第1回定例会において平成22年度の主要施策として位置づけ、ジオパーク構想と、そのきっかけ、経緯と方向性を述べておられますが、その後のことについては何ら報告にはありませんでした。

さきに指定されました豊川油田の産業遺産群登録と相まって、かつて日本のエネルギー基地が男鹿市から連なる地質構造上にあることからジオパーク構想と一体的なその方向性と対策、事業化についての最近の地域活性化の視点、観光行政、はたまた最近の若者の行動意識を吸収して脚光を浴びることに期待していただけない、何の説明もなく退会することについての意向に理解はできませんので、市民をはじめ多くの関係者にかわって次による質問を致しますので宜しくお願い致します。

まず1つは、ジオパーク構想に対する参加の呼びかけは、いつだれからあったのでしょうか。協議会加入について、市と関係機関においてどのような協議をしましたか。協議会の加入・脱退は、だれがどのような議を経て判断しましたか。協議会の性格はどのようなもののでしょうか。協議会の負担額と用途の予定はどうであったか、そして本市負担額はどれくらいが提示されていたのでしょうか。それから、メリットが低い判

断は、事業の内容と費用と収益のバランスと思うが、その辺の考え方はどうでしょうか。当該事業は文化財行政ですか、観光行政ですか。最後に、9月定例会の行政報告にしないのはなぜですか。またしてもマスコミ先行したのはなぜでしょうか。

以上であります。これはすべてそんなに難しい質問じゃありませんので、誠意あるご答弁をお願い致します。

以上です。

○議長（千田正英） 当局の答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（山口義光） それでは、19番佐々木議員の緊急質問、男鹿市・潟上市・大潟村2市1村によるジオパーク構想協議会からの脱会についてお答え申し上げます。

まずはじめに、ジオパーク構想に対する参加の呼びかけは、いつだれからあったかということを含めて、関係機関とどのような協議をしたかについてご報告申し上げます。

平成20年9月に開催された日本地質学会秋田大会において、現在は秋田大学名誉教授である白石建雄名誉教授が、男鹿市、男鹿半島、大潟村、潟上市の豊川油田一帯をジオパークに申請することを提唱したことから、男鹿市では平成21年4月に市民等を主体とした男鹿まるごと博物館協議会が組織され、ジオパーク構想を含めた地域活性化に取り組んでおります。これを受け、県が主導となり、男鹿・潟上・大潟のジオパーク構想推進協議会設立に向けた事前協議会を開催し、協議を重ねておりました。平成22年3月25日、協議会設立後、日本ジオパーク及び世界ジオパーク認定により、地域一帯の活性化を目指すこととしたものであります。

しかし、このような状況の中で本市のジオパーク構想、登録の中心ととらえている豊川油田につきましては、その方向性が確定されないままにジオパーク登録のみが先行する形で進んでいることに当初から市としては懸念しておりましたし、問題視も致しておりました。この問題視については、地元NPOの構成されている会員からもそのような話がありました。

今般のNPO豊川をヨイショする会の佐々木榮一理事長は、9月12日の魁新聞で、登録に向けた具体的な取り組みについて話し合いがなかったと言及されておりますけれども、3月発足時の際に同会も発足を県から要請されての入会であり、その前提として地域関係者の協議、コンセンサスは整理されておらず、現に同会の地元会員からも現時点での入会自体に疑問を持っていたことは事実でございます。このたび脱会した5団体の一つでもあります。

このたび佐々木理事長さんは、市に対し積極的に動いていないとご指摘されておりますけれども、3月からこれまで協議する中で、あまりにも性急な登録対応に本市と致しましても対応に戸惑いと構成市・村との関係ジオサイトに温度差を強く感じておったところでございます。それはとりも直さず、現にジオサイトとして地形・地質として存在する状況のみの登録手続と、本市地域のサイトのように解決できないさまざまな問題、一つには豊川油田が社有物であること、それから跡地処理をも含めた地元理解の不足、田畑に流出する油被害の今後の対応、あるいは関連会社等が閉鎖された場合の管理責任など、保存・管理・整備に対する多大な費用負担をどうするかなどさまざまなことがはらんでおることがこの原因にあります。

このように各市町村で予算化するまで協議を重ねてまいりましたけれども、その過程ではその方向性が、違いが見えてきたということが脱会の中の大きな原因にあります。この協議会の脱会については、これまで予算化してもいない状況の中で、またただいまご説明申し上げましたとおり潟上市の活性化には費用対効果の面からもクリアすべき課題が非常に多いということもあり、加入に当たっても任意団体であったことなどから議決をいただいたものでもありませんでしたので、このたびの脱会については会則手続にのっとって判断したものでございます。

なお、新聞報道の状況報告もあってもよかったのではないかとこのことにつきましても、脱会届け提出後の男鹿市や大潟村の対応についてはっきりしていなかったということがございます。当方と致しましても新聞報道でその意向を確認したような状況でありました。

このようなことが当初から懸念されており、加入要請された際も紆余曲折を経る中でこれまで推移してきたという経緯がございます。結果的には登録自体が協議会の性格上、最優先ということで、ジオサイト構想の中ではそのような登録が最初にあるということが最初でありまして、より協議の充実を図っていく上では、本市としては余裕のある日程調整が必要であると認識致しまして、これまでの経緯を十分踏まえた上で、このたびの措置をとらせていただいたということでございますので、宜しくご理解いただきたいと思います。

それから、協議会の負担額と使途の予定についてでございますけれども、取り組みを推進させるためには平成22年度からの予算計上が必要となったということでございます。今年度の協議会予算は39万円でございます。なお、潟上市の負担割合はその中の7万8,

000円でございます。次年度予算の案については、約150万円が予定されております。協議会負担だけでもこのように発生するわけでございますけれども、これはあくまでも共通経費でありまして、各自治体で整備すべきパンフレット、ガイドマップとか案内看板の作成とか、あるいはジオサイト周辺の環境整備、あるいはガイドの養成費用などは独自に発生するということになります。世界ジオパーク登録の前段階として日本ジオパークに加入しなければならないものでございますけれども、加入にはジオサイトの保全、管理、組織運営体制の強化、地域の持続的な発展とジオツーリズム等の32項にわたる審査項目を整備した上で事務局への現地審査を受ける必要がございます。その際の経費についても年会費のほかに発生するということございまして、この後またさらには世界登録申請の際の経費負担が多額になることは言うにおよばないものでございます。

それから、当該事業が文化財行政か観光行政かということについてでございますけれども、本質的にはこのように文化的な遺産、あるいは産業遺産と言われるものでございます。それに本市のこのパーク構想の中では石川理紀之助翁の部分については観光的な部分を含めた中で構想が練られているということでございまして、どちらかといいますと観光の方にシフトするような、そういうふうな内容になっております。

以上でございます。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） 今の総務部長の答弁に補足致します。

総務部長の報告に尽きるわけですが、最初この構想が県の振興局から参加してもらおうよう要請があった時点では、全くの事務的な研修だと、しかも金のかからない事務的な研修だということであればいいでしょうと、こう返事をしました。研修期間、私は個人的には1年か2年、じっくりジオパークも含めて課題、メリット等も勉強するのが2年くらいは必要でないかなと、それが半年もしないうちにすぐ申請だと、予算だということになると、ちょっと待ってくださいよと、こうならざるを得ないと。例えばこの男鹿市の教育委員会の担当者がコメントを出しています。湧上が抜けても大きなダメージにはならないと、そのような存在かなと私は思いました。

なお、豊川油田が認定になるとすると、なぜ八橋とかがならないのかなと素朴な疑問もあります。これは含めて複合的な申請となりますが、しかもこの認定になったとして、今のところ財政的なメリットが一つもないと。看板を立てる、観光だとすれば大型バスが来る、あの道路を大型バス用に直す、膨大な金がかかると、今想定しても。ですから、

もっともっと研究してからというようなことで退会をすることになりました。

先ほど地元での廃油の関係、流れていくと。土地改良や地元の人からは私に対しても不満があると。これらを解決しないで認定になっても、後で大変な問題が起こるといようなことで今回は退会をしたということであります。

なぜその行政報告しなかったかということについては、なぜと言われても今言った実情をよく勉強する機会が、時間がほしかったと。しかもこの予算化し、あるいは議会にかけて参画した場合については、当然これは皆様に報告する義務がありますけれども、そういう事情と。

またしてもマスコミ先行したのはなぜかと。意味がわからないのでお答えができません。

○議長（千田正英） 19番、再質問ありますか。19番。

○19番（佐々木嘉一） 市当局のいわゆる苦渋わかりました。いずれいろんな問題もはらんでおりますので、私もこのことについてはどうなるものかなということ懸念をしておりましたけれども、いずれは今の時代、どこにどういうふうな一つの地域活性化があるのかなということも考えあわせると、前向きに行くのか、前向きに行けば当然、いろいろな予算という問題も出てくるし、ただいまお話のように油の被害、そういう処理も出てくるということも十分わかっておりますが、いずれ今現在での市当局の考え方についてはわかりましたので、今の答弁はいりません。どうもありがとうございました。

○議長（千田正英） 以上で19番佐々木議員の緊急質問は終わります。

【日程第2、議案第54号、潟上市農山漁村活性化施設設置条例（案）について から
日程第26、請願・陳情について】

○議長（千田正英） 次に、日程第2、議案第54号、潟上市農山漁村活性化施設設置条例（案）についてから日程第26、請願・陳情についてまでを一括議題とします。

議案の朗読を省略します。

【日程第27、各常任委員会の報告について】

○議長（千田正英） 日程第27、これより各常任委員会の報告を行います。

付託されておりました各常任委員会の所管部分について、各常任委員長より、これまでの審査の経緯と結果について報告を求めます。

報告の順序は、総務文教常任委員会、社会厚生常任委員会、産業建設常任委員会の順

に行います。

最初に総務文教常任委員会の報告を求めます。7番菅原久和総務文教常任委員長。

【総務文教常任委員会の報告】

○総務文教常任委員長（菅原久和） 委員長報告をする前に2カ所訂正をお願いしたいと思います。総務文教常任委員会の審査報告の継続審査分の方ですけれども、3ページの上から1行めの括弧の中の「の」とありますけれども、これを削除していただきたいと思います。

それから、3行目の「大元」、この部分を「元」ではなくして「本」に訂正していただきたいと思います。

それでは報告致します。

平成22年第3回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

1. 審査年月日 平成22年9月8日、9日、10日、13日（4日間）
2. 出席委員 小林 悟、鈴木斌次郎、藤原典男、西村 武、堀井克見、千田正英、菅原久和
3. 説明当局 副市長、教育長、総務部長、教育次長、会計管理者、議会事務局長、各関係課長
4. 書 記 教育委員会生涯学習課 石井龍一
5. 審査の経過と結果

議案第54号、潟上市農山漁村活性化施設設置条例（案）について。

本案は、潟上市農山漁村活性化施設が平成23年4月に供用開始されることに伴い、同施設の設置および管理等に必要な事項を定めるため、関係条例を制定することについて、議会の議決を求めるものです。

委員からは、施設利用料の取り扱いや指定管理者制度導入の考え方について質問があり、当局からは、施設利用料は上限として定めているもので、指定管理者と協議の上、決定したいとの説明がありました。また、指定管理者制度導入については、先行事例を参考にしながら検討していきたいとの説明がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第57号、平成22年度潟上市一般会計補正予算（第3号）（案）について。

歳入の主なものについて申し上げます。

13款2項1目総務費国庫補助金1,000万円は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金です。

18款1項繰越金2,786万円は、前年度繰越金です。

20款1項市債950万円は、地域再生事業債です。

歳出の主なものについて申し上げます。

2款1項5目財産管理費1,605万9,000円のうち主なものは、土地開発公社償還金1,558万円です。16目地域再生事業費2,000万円は、農山漁村活性化施設整備工事費です。

3款2項5目保育園費181万8,000円のうち主なものは、保育園広域入所保育委託料です。9目幼保一体施設整備事業費1,072万1,000円は、追分保育園（仮称）用備品です。

10款1項2目事務局費370万円は、3中学校の東北・全国大会出場時の児童生徒派遣費補助金です。3項1目学校管理費218万1,000円は、天王南中学校の技術室屋上防水シートと羽城中学校キューピクル屋根防水シートの修繕料が主なものです。7項3目体育施設費282万6,000円の主なものは、天王B&G体育館改修工事129万2,000円です。

12款1項公債費の元金10万8,000円の減額は、秋田銀行借換償還額の端数調整によるもので、利子782万2,000円の減額は前年度新規借入分の利率確定によるものです。

委員からは、農山漁村活性化施設整備工事内容について質問があり、当局からは、玄関や大型トイレまでの融雪施設整備工事であるとの回答がありました。

また、追分保育園（仮称）用備品の内訳についても質問があり、保育備品や厨房備品などであるとの回答でした。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

認定第1号、平成21年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について。

歳入の主なものについて申し上げます。

1款市税は、調定額28億1,115万9,380円に対し収入済額が25億1,348万3,894円、不納欠損額が514万3,083円で、翌年度に繰越される収入未済額は2億9,253万2,403円です。

委員からは、市民税、固定資産税の収納率低下についての質問があり、当局からは、リストラや業績不振による影響があるとの回答がありました。

2款地方譲与税は1億5,757万9,313円で、前年度より1,096万5,687円の減額です。

6款地方消費税交付金は2億6,487万円で、前年度より1,051万5,000円の増額です。

9款地方交付税は60億3,154万4,000円で、前年度より2億6,950万4,000円の増額です。

11款分担金及び負担金のうち保育料負担金1億2,470万5,321円で、翌年度に繰り越さ

れる収入未済額は保育料の滞納繰越分145万260円です。

13款国庫支出金は、総務費補助金の11億527万5,434円が主なものです。

委員から、理科教育設備費補助金、投票人名簿システム構築交付金、地域子育て支援センター補助金の内容について質問がありました。これに対し当局からは、理科教育設備については実験器具や人体模型の購入、投票人名簿システムについては国民投票の投票人名簿のシステムを新たに構築するもの、地域子育て支援については3センターにおいて子育て相談や交流会を実施するものとの回答がありました。

14款県支出金のうち7億2,178万5,445円は児童福祉費補助金が主なものです。

18款繰越金は6億9,559万8,715円で前年度繰越金です。

20款市債は12億5,730万円で、臨時財政対策債と公的資金借換債が主なものです。

歳出の主なものについて申し上げます。

1 款議会費は1億9,617万8,745円で、議員報酬が主なものです。

2 款 1 項総務管理費は25億9,898万7,322円のうち、一般管理費では特別職と一般職の人件費が主なものです。財産管理費では、庁舎等の維持管理費と土地会計操出金の7,592万3,423円が主なものです。電子計算費では、庁用パソコン購入費1,199万7,069円が主なものです。自治振興費は、天王本郷自治会館と和田妹川自治会館の整備工事費5,498万6,309円が主なものです。地域再生事業費は、県立大学連携事業委託料と農山漁村活性化施設の設計委託料2,486万5,000円が主なものです。基金費は、財政調整基金積立金と市役所庁舎建設基金積立金の5億5,189万2,000円が主なものです。

2 項徴税費は1億4,059万3,112円で、賦課管理費では人件費のほか土地図修正・宅地異動評価委託料、収納対策費では人件費が主なものです。

4 項選挙費は8,886万7,001円で、投票人名簿システム開発委託料のほか、秋田県知事選挙など5つの選挙の執行経費が主なものです。

5 項統計調査費は1,431万7,350円で、統計調査費は統計調査員の報酬、地籍調査費では地籍調査委託料が主なものです。

6 項監査委員費は942万5,337円で、人件費と監査委員報酬が主なものです。

7 項地域活性化事業費3億7,275万1,954円は、経済危機対策事業費で、総務課分の事務用コンピュータ購入、財政課分の庁舎改修工事、総務学事課分の小・中学校改修工事、生涯学習課分の生涯学習施設改修工事、スポーツ振興課分の体育施設改修工事が主なものです。総務課分では証明書自動交付機の導入に係る経費を平成22年度に繰越明許して

おります。

8 項きめ細かな臨時交付金事業費は、予算額 2 億 4,624 万 6,000 円で、財政課分、総務学事課分、幼児教育課分、生涯学習課分、スポーツ振興課分とも全額を平成 22 年度に繰越明許しております。

3 款 2 項児童福祉費 11 億 6,525 万 3,342 円のうち児童福祉総務費は、次世代育成支援行動計画策定業務委託料とすこやか子育て支援事業費補助金、児童館費は児童厚生員賃金、保育園費は臨時保育士および臨時給食調理員賃金と 8 保育園の管理運営に係るものです。放課後児童健全育成費は、保育に欠ける学童の健全育成のため 7 児童クラブの管理運営に係るものと、幼保一体施設整備事業費は設計等委託料が主なものです。

5 款 1 項労働諸費のうち、勤労青少年ホーム管理費が 370 万 966 円で管理人賃金等が主なものです。

10 款 1 項教育総務費 1 億 3,872 万 5,315 円のうち、教育委員会費は委員報酬、事務局費では児童生徒派遣費補助金等、外国青年招致事業費は外国人指導助手給料が主なものです。

2 項小学校費は 1 億 9,319 万 2,657 円で、7 小学校の管理運営費および活動費が主なものです。

3 項中学校費は 1 億 2,894 万 8,628 円で、3 中学校の管理運営費および活動費が主なものです。

4 項幼児教育費は 1 億 8,059 万 922 円で、幼稚園の管理運営および活動費が主なものです。

5 項学校給食費は 1 億 341 万 7,332 円で、小・中学校の給食に関する費用が主なものです。

6 項社会教育費 1 億 9,487 万 6,700 円で、社会教育総務費は社会教育委員に係るもの、生涯学習推進費は生涯学習奨励員および各種大会に係るもの、公民館費は 3 公民館の管理運営に係るもの、文化財保護費は文化財保護に係るもの、図書館費は管理運営に係るものが主なものです。

7 項保健体育費は 1 億 1,911 万 1,506 円です。このうち保健体育総務費は、市体育協会やスポーツ少年団に対する補助金、体育振興費は各種スポーツ大会、体育施設費は管理運営に係るものが主なものです。

12 款 1 項公債費は 20 億 9,233 万 9,313 円で、元金償還金 18 億 4,417 万 8,334 円と利子分 2

億4,816万979円です。このうち公的資金補償金免除繰上償還に係る分は、元金4億871万8,787円で7,077万2,000円の利息が軽減されました。

委員からは、今後の繰上償還の見込みと合併特例債の活用について質問があり、当局からは、今後は銀行等の縁故債について繰上償還を検討する、合併特例債については交付税算入のある有利な起債なので最大限有効活用するとの回答がありました。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました。

認定第11号、平成21年度潟上市下虻川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。

歳入合計は148万9,746円で、主なものは墓地貸付収入、財政調整基金繰入金です。

歳出合計は118万5,653円で、主なものは財産管理費、財政調整基金積立金です。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました。

認定第12号、平成21年度潟上市和田妹川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。

歳入合計は86万7,117円で、主なものは墓地および斎場用地貸付収入、財政調整基金繰入金です。

歳出合計は54万8,402円で、主なものは財産管理費のほか財政調整基金積立金です。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました。

認定第13号、平成21年度潟上市飯塚財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。

歳入合計は74万9,745円で、主なものは最終処分場用地貸付収入および財政調整基金繰入金です。

歳出合計は61万1,194円で、主なものは財産管理費および財政調整基金積立金です。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました。

認定第14号、平成21年度潟上市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

歳入合計は3,134万735円で、主なものは一般会計繰入金です。

歳出合計は3,133万8,018円で、土地開発公社償還金です。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました。

陳情第6号、新庁舎建設の計画を中止し、現施設活用を求める陳情書について（別冊参照）。

平成22年第2回定例会で本委員会に付託され、継続審査となっておりました陳情について、会議規則第102条の規定により報告します。

1. 審査年月日 平成22年7月22日、8月4日、8月9日

2. 出席委員 小林 悟、鈴木斌次郎、藤原典男、西村 武、堀井克見、千田正英、

菅原久和

3. 参 考 人 明るい潟上を創る市民の会世話人代表 菅 原 勉氏

明るい潟上を創る市民の会世話人代表 佐々木俊則氏

4. 書 記 議会事務局議事調査班 鈴木 学

5. 審査の経過と結果

陳情第6号、新庁舎建設の計画を中止し、現施設活用を求める陳情書について。

7月22日午後1時30分より、昭和庁舎第2会議室にて、今後の会議の進め方を協議しました。陳情書の提出者と市内で配布されている「庁舎建設を考える」チラシの作成者は同一人物であり、関連も出てきます。より慎重に審査する必要があることから、陳情書の提出者を参考人として招致し、説明を求め、意見陳述を行うこととしました。

8月4日午前10時より、昭和庁舎第2会議室にて、明るい潟上を創る市民の会世話人代表菅原 勉氏、佐々木俊則氏のお二人を招致し、委員会を開催しました。お二人には、明るい潟上を創る市民の会の組織について、陳情書の内容について、チラシの内容について、説明、ご意見を伺いました。

まず、陳情書の中にあります「庁舎建設は社会情勢の不安定な現経済下では、事業実施は棚上げにすべきである」という主張について、「社会経済の不安定な現経済状況下と判断する根拠は何か。」とお尋ねしました。

参考人からは「アメリカのリーマンショックに始まり、世界、日本経済は大変な状況である。」とのお話がありました。6月定例会での一般質問の市長答弁にあった合併から5年経過して住民一人当たりの借金が減っていること、公債費比率も改善していること、庁舎建設基金の確保にも目処が立っていること、財政調整基金もあり不測の事態に対応できることを説明しましたが、「財政的な数字は借り換えや据え置きなどのテクニックを使えば幾らでも調整できる。」、「どんな財政状況かは市、市議会も十分知っているはずだ、それをわからないのはおかしい。」という発言がありました。また、逆に「基金があるなら基金を雇用の確保のために活用すべきだ。」と強く主張されました。

さらに、3つの提案についても確認しております。

①の「3庁舎と1出張所の活用で利便を再優先すること」については、「これからの高齢化社会では身近な場所に市の機関がなければならない。」ということでした。合併後のこれまでの分庁方式がいいのか、それとも本庁方式がいいのか、さらに、身近なところで扱うべき業務はどんなものかを考えているのかをお聞きしましたが、「それは、市、

市議会の皆さんが考えるべきこと。」とのお話しでした。身近なところに市の機関がなくはないということでした。

②の「天王庁舎は公民館と合築、新築をすること」については、天王の駐車場が狭いからとの理由からなる提案で、合築も新築も市、市議会で検討すべきこととお話ししました。

③「主たる業務を昭和庁舎で行い、狭隘の分は増築し活用すること」については、「昭和庁舎が新しく、もったいないので活用してほしい」ということが大本であるとのことでした。「主たる業務とは何を想定していますか、昭和庁舎を本庁にするというお考えですか。」とお聞きしましたが、「それは市、市議会で考えるべきこと。」とのお話しでした。また、その後「旧3町が確立されるまでは多額な市債が必要と予測、都市計画が決定になれば街路整備の必要も出てきます。」と明言されていることから、この根拠をお聞きしましたが、「それは市、市議会が考えるべきこと。」とのお話しでした。

最後に「庁舎建設はどこまでも中止を求めるのですか。」とお聞きしましたところ、「時期がくれば、市民の機運が高まれば建てても。」ということで、「今はその時期ではない。どこまでも中止を求めるものではない。」ということでした。

8月9日午後1時30分より、昭和庁舎第2会議室にて、審査のまとめのための会議を開催しております。

その中では、継続審査とすべきという意見と不採択すべきという二通りの意見がありました。

継続審査とすべき意見として、この陳情は、庁舎建設について議会の動きが見えないことに対する市議会への発言であり、市民全体で庁舎建設を考えていこうと、この運動をしてきたのではないかと。あくまでも反対ではなく、建設は時期を見てという運動だと思ふ。庁舎建設調査検討特別委員会も立ち上がっており、総務文教常任委員会で結論を出してしまえば、そちらに影響もする。

また、陳情を採択とすれば、議会全体が庁舎建設中止の後押し、不採択とすれば庁舎建設の推進と市民にとらえられる可能性がある。特別委員会での調査・研究が一通り終わってから最終判断をした方がよいのではないかと。

不採択とすべき意見として、常任委員会は付託された案件にみずから判断を下さなければならない。その責任も権限もある。「特別委員会の動向を見なければ」というのは、

ほかに責任転嫁することになり、委員会の存在意義、委員会付託の重さを考えたときに継続審査の明確な理由には当たらない。

参考人からは市当局、議会に対する不満が見受けられ、陳情書の根拠・内容を聞くと、「それは市、市議会で考えるべきこと」と再三繰り返され、残念ながら「採択を望む」というより前向きな姿勢がなかった。陳情に関連するチラシは「反対のための反対」の内容で、誤解を招く表現もあった。署名の仕方も本人が自署したのかをこの陳情団体では確認しておらず、正当性に疑義が残った。

3つの提案で、片方で天王庁舎を建てて、もう一方で昭和庁舎の増築を、と財政面に危惧する割には相反することを提案しているが、根拠がはっきりしない。「主たる業務を昭和庁舎に」と言いながら、その業務をお尋ねすると具体的にお示ししていただけなかった。「昭和庁舎に業務が集約される場合、これまでの分庁方式がいいのか、あるいは本庁方式がいいのかの考えはあるか。」とお尋ねしても「市、市議会で考えるべきこと。」と理路整然としない。

3つの提案で「3庁舎と1出張所の活用」とあるが庁舎建設調査検討特別委員会で、市長の考えは「機能は縮小しても残す。」と明言し、「利便性も図る。」と副市長が明言している。天王公民館と天王庁舎をつける理由は駐車場の問題が主なものと言っている。庁舎建設調査検討特別委員会で3庁舎の利活用案も示されており、庁舎建設を棚上げすべき理由に当たらない。

この二通りの意見があり、採決の結果、継続審査とすべきが2名、不採択とすべきが4名となり、陳情第6号は不採択多数で不採択とすべきものと決しました。

陳情第7号、司法修習生の給費制の存続を求める陳情書について。

「経済的理由から法曹への道を断念する事態を招く」とのことから、採択という意見もありましたが、国の援助があるとすれば附帯条件をつけるべきとの意見もあり、まだ検討する余地がありました。

本陳情は、賛成多数で継続審査すべきものと決しました。

以上、総務文教常任委員会の報告とします。

○議長（千田正英） これで総務文教常任委員会の報告を終わります。

これから議案の審議に入りますが、常任委員長への質疑については、ご承知のとおり、ただいま報告されました審査の経過と結果についてであります。

また、各補正予算案および決算の認定につきましては質疑、討論までとし、採決につ

きましてはすべての委員長報告終了後に行います。

なお、条例案と請願・陳情については、そのつど採決まで行います。

それでは、ただいま総務文教常任委員長から報告のありました議案第54号、潟上市農山漁村活性化施設設置条例（案）について、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第54号を採決致します。本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号、平成22年度潟上市一般会計補正予算（第3号）（案）について、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、認定第1号、平成21年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、認定第11号、平成21年度潟上市下虻川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、認定第12号、平成21年度潟上市和田妹川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、認定第13号、平成21年度潟上市飯塚財産区特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、認定第14号、平成21年度潟上市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、陳情第6号、新庁舎建設の計画を中止し、現施設活用を求める陳情書について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

1 番中川議員。

○1 番（中川光博） 動議を提出させていただきます。

ただいま、総務文教常任委員長からこの陳情第6号について審査報告がございました。私、同僚議員の賛成を得まして動議を提出致したいと思っております。

この市庁舎建設については、現在、全議員が参加する庁舎建設調査検討特別委員会を設置し、現在鋭意検討中でございます。ご承知のように、この市庁舎建設に関する重要な審査ですので、全議員で構成してありますこの特別委員会に再付託することを動議を提出したいと思っております。

繰り返しになりますが、したがいまして、陳情第6号については、庁舎建設調査検討特別委員会に再付託の上、審査することを求める動議を提出致します。

以上です。

○議長（千田正英） 審査の動議がただいま提出されました。動議に対しての賛成者はいらっしゃいますか。

（「休憩お願いします。」の声あり）

○議長（千田正英） 暫時休憩します。

午前 11 時 17 分 休憩

午後 1 時 12 分 再開

○議長（千田正英） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの動議に対して賛成者の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 動議が成立致しました。

これより動議の提出理由について質疑を受けます。質疑ありませんか。

（「何の動議なのか。」）

○議長（千田正英） 動議を提出した中川議員より提案理由を求めます。

○1 番（中川光博） 先ほども一部お話してはありますが、現在この市庁舎建設については庁舎建設調査検討特別委員会で鋭意検討中でございます。この陳情6号につきましても、この特別委員会の内容と十分関連する内容であることが一つでございます。

2 つめは、このやはり陳情第6号のこの庁舎建設に関する内容というのは、現在はもちろんですけれども未来にわたっても大変重要な大きな問題であります。関連する特

別委員会において再度審議をしていくことが大変大事だろうと思っております。それが主な理由です。

以上です。

○議長（千田正英） ほかにありませんか。17番。

○17番（堀井克見） 今、中川議員から動議を提出したその内容について説明を受けました。動議の成立まではよしとしましょう。会議のルールにのっとってね。今その理由が出てきたわけでありましてけれども、庁舎建設調査検討特別委員会で今、庁舎に関する調査研究をしておる最中であるということが1点、あと一つは、未来永劫にわたって庁舎の建設というものは大事な問題であって、要するに陳情書の内容とかぶりがあるので、十分それに値するだろうと、この2つであったと思います。

ここで異を唱えたいわけでありまして、いったん地方議会において、これは県・国の議長会ははじめ私ども地方議会のあるべき姿というものがきちんと指南されております。方向が出てます。それは、地方議会は委員会中心主義という方式をとりなさいと、とりましょうと。それによって掘り下げてしっかりした民意に、負託にこたえていきますよと、これが言われてきたし、地方議会の姿であります。常任委員会というものがその権能と責任においてその使命を果たしてきたし、これからも果たしていかなきゃならない、これが地方議会の一つの大きな大事なルールであります。今回、振り返ってみますと、この庁舎建設に反対する陳情書、6月定例会におきまして会期中の審査が、まさしく未来永劫にわたる重大な問題だということで陳情者の意見も聞かなきゃならないと、参考意見も陳述してもらわなきゃだめだと等々、慎重な審査をすべきだという方向性の中で、休会中の審査というものをこの本会議場でお願いをしまして、そして全会一致で休会中の審査の許可をいただいております。それにのっとって、3日ですか、4日ですか、三、四回にわたって委員会で方向を整理し、そしてまた陳情者である代表者に参考人として出席をいただいて陳述をいただいた。その結果を先ほど午前中、委員会の責任において委員長からその方向というもの、結果というものを皆さんに、いまだかつて例がないほど会議の議事録、あるいはまたその内容について、経緯を詳細にわたって皆様に報告を申し上げたところであります。それを踏まえたときに、私どもがここで今、異論申したいのは、委員会中心主義という地方議会の本分から外れてとも言うべきか、いわゆるその、さらに足りなくて再付託を、委員会審査報告書が提出した案件を、委員会が付託されて委員長報告した。それをさらに再付託する場合、委員会審査報告が提出案件につい

てどうすべきかと、何が根拠となるべきかということが明確にされております。それは、本会議で審査した結果、本会議でまだ何ら審査していません、本会議でね。本会議で審査した結果、十分審査したのかな、審査全くしておりません。2つめは、委員会における審査が不十分であるとして、もう一度委員会に付託して審査することを言いますと。不十分だと、委員会の審査が。そしてもう一度、再付託をするんだと、審査するんだと、こういうふうな主張。さらにはですね、委員会での審査は十分行われたはずですから、再付託されるのは、例えば審査に大きな誤りがある、大きな誤り、十分審査していろいろな前例のないほどの委員長報告がありました。そしてそれに、例えば審査に大きな誤りがある、あるいはまた決定的な法令違反がある、明確である、そういうふうに限られると、その2点の原因に限られると。いわゆる地方議会制度というものは、委員会制度を採用しているわけでありますから、再付託を乱用することは、委員会の不信につながると、まさしく委員会そのものが制度が成り立たないと。ですから、これは十分注意して運用しなければならないという専門家の声がきちんと付されているものがあります。留意する必要があると、こういうふうな指導書が明確にあるわけですから、今、中川議員から再付託の理由に付された2点というのは、私はやはりこういう専門家の指導・指南と私は相容れないものがある、当たらないと。むしろ、6月議会で付託をし、そして時間をかけて所管の委員会で責任を持って、しかも採択の経緯、結果を説明したものをさらに再付託をする。どこの委員会にどういうふうに付託をしていくのかわかりませんが、それをやはり本会議でやるというものは、私はやはり地方議会の姿には決定的になじまないと、委員会中心主義がもう崩壊するということになりますので、私はこういうふうなことの動議を出して再付託をすべきだというまでの意見は聞いておきますけれども、それは行動としてやはり移すべきではないと。まさしく潟上市議会の権威、あるいはまた、軽佻が問われる重大なやはり事案であると思いますので、この点について、場合によっては議長の議事整理権というものが非常に重いものがございます。どこに付託をすればいいのか、あるいはまたどういう形の最終的な処理をするのかということとは、議事整理権に基づくもの、大きなものがありますので、議長の方から賢明なる判断をひとつ求めるものであります。

○議長（千田正英） 1 番中川議員。

○1 番（中川光博） 今、堀井先生の方から、地方議会の常任委員会中心主義、これはもう当たり前のことでございます。大変貴重なお話だったと思います。

今、お手元にある指導書というのがだれが書かれたのかわかりませんが、指導書というのは一つの解釈ですので、私が持っている指導書を読みませんか。これ、いろんな解釈ありますけれども、このいろんな解釈を参考にしながらこの私たち20名が本会議で物事を決定していくというのが議会の、地方議会のこれまた良いところだと思います。じゃあちょっと読んでみましょう。私が持っている指導書とお話しておきますけれども、「再付託の原因としてはどのようなことが考えられるか。案件がA、B委員会に関係のある場合、最初にA委員会に付託し、委員会報告後、B委員会に再付託して審査させるとき。」ということで、この再付託の原因としてこの指導書は挙げております。私がさっき主な理由ということで2つお話ししましたが、堀井先生の言われるのはもっとも至極なことだと思いますけれども、今回の事案につきましては、同一の常任委員会で審議している内容にかかわらず2つの委員会で審議しております。もちろんその常任委員会に付託された内容と特別委員会に付託された内容は明らかに異なってはいますけれども、大きな点では、その陳情の内容につきましても①、②、③ということできょう資料渡されてありますけれども、大きくこの特別委員会の審査事項にかかわる内容であります。したがって、そういうことを考えた場合には、この2つの委員会にまたがる場合、再付託も十分その要件として考えられるということでもありますので、私はやはり、総務文教常任委員会が十分審査していただいたことは承知しております。休会中も3回の審査をしていただきました。それは十分承知しておりますけれども、この市庁舎建設に関する重大な案件につきましては、更に慎重に審議を進めていってもいいのではないかなど、このように思っております。

私の動議は、さっき特別委員会に付託するという動議を致しましたので、議長が権限で議事整理権でやる内容のものではありません。今の堀井先生のお話にこれくらいお答えしておきたいと思います。

以上です。

○議長（千田正英） ほかにありませんか。はい、17番。

○17番（堀井克見） 今、指導書の中にはいろんな見解があると、それはそれ、聞かせておきましょう。私ね、今、中川議員のおっしゃったことに、すごく疑問を感ずるのは、AとBの委員会があつて両方に関連するものと、こういうふうな今主張がありました。なぜならば、6月定例会において満場一致で所管の委員会である総務文教常任委員会に休会中の付託の審査の許可をした、このことでもう決定的に所管、所掌事務っていうの

があるんですよ、委員会には、所掌事務。言ってみれば所管事項とかというのと同じだけれども、所掌事務というのがあって、庁舎建設うんぬん等においては財産を管理する総務文教委員会、それに所掌事務の中で明記されておりますよ。それが決定的な裏付けとなって、私は総務文教常任委員会に付託をされ、そして休会中の審査におよんで、きょうの菅原委員長の報告と、こういう流れ、プロセスをたどったと思うんです。それからいきますと、まさしく先ほど申し上げましたとおり法律違反とか重大な審議不足が明らかになれば、そうやるべきじゃないですよ。

いま一つ申し上げますけれども、調査特別委員会は庁舎建設の調査研究をするというきちんとした目的委員会であります。メニューが決まっていますよ、既に。既にもうスタートしています。6月以降ずっと。それは明白なんですよ。今ここで新たにまたその委員会に明確な、私から言わせますと、陳情書は庁舎建設を中止すると、やめるという目的なんですよ。ですから、この陳情書の趣旨・目的と、私どもが立ち上げ継続中の特別委員会は全く結論は相容れません。ですから、それを言ってみればむりやり、常任委員会で念入りに審査をし、報告したものをよしとしないで、さらにまた特別委員会に付託していく。こういうことが通ったら、常任委員会というものの使命がもう果たせなくなりますよ。少なくとも満場一致でもって付託をし、そして休会審査まで許可を与えた。そしてあれだけ念入りに報告した。常識、普通感覚であれば、むしろ、あとは採択か不採択か二者択一に整理すべきですよ。何で引っ張っていくんですか、さらにまた12月まで。この行為が市民に私は申し開きできない、説明できない、できないということは議会の信頼が市民から失墜しますよ。このことを恐れて私は声を大にして今、きょう午前中からお話申し上げているんですよ。特別委員会に再付託をして、今まで3カ月かけてきたものを全くもとにして、今度は何を審査するというんですか。そして中止の項目なんか一項もありませんよ、所掌項目なんか一項もありませんよ、特別委員会に。これをどう取り扱っていくんです。これできるんですか、法的に、本当に。たとえてみれば連合審査でもう一回やるとかであればいざしらず、全く目的の違う、特別委員会と言えども、ただ庁舎というだけの話でしょう。片一方は中止ですよ。片一方は調査研究という明白な目的、所掌目的ありますよ。この基礎が違うところにどういうふうにして立脚をしていくんですか、この議案を、案件を。ですから私は、ここに無理があって、市民の理解を得れない、得られないだろうと強い疑念を持つんですよ、懸念を持つんですよ。ですからそのことを、今、先ほど中川議員から議長の権限はおよばないということ

でありますけれども、私はじゃあ求めましょう。まさしく今、休憩動議をいただきたい。きちんとその議長の議事整理権というのは、きちんとできる項目ありますので、直ちに私、今、休憩動議を申し入れます。休憩動議。

○議長（千田正英） 暫時休憩します。

午後 1時28分 休憩

.....

午後 1時39分 再開

○議長（千田正英） 会議を再開します。

1 番中川議員。

○1 番（中川光博） 休憩の後でお話をしておきたいと思います。今、再付託の動議をお出しさせていただきましたけれども、ここにいる議員の皆さんにぜひ考えていただきたいことがあります。

1 つは、この件について手続論に終始した議論をしようとしていてもいいのか、あるいはその本質論的にはどうなのかということをご検討いただきたいと思います。手続的には、いろんな指導書も解釈が異なるありまして、微に入り細に入るといろんな立場が可能です。これも解釈ですので。ただし、私たちのこの市庁舎建設については、やはり十分議論を尽くして、これ、陳情、そして特別委員会、これは何て言いますか形はそれぞれさっき堀井先生言われたように、確かに形は違いますが、形を外側の皮をはいで中を見ると、これはもう同じ議論なんです。手続論に終始しようとするのか、きちんと本質論に入っていくとするのか、こういうことをぜひ考えていただきたいと思います。というのも私の心の中にはあります。やはり新庁舎建設ですので、十分議論を尽くして、これをもうすばらしい結論に導くというのが20名の仕事だと思いますので、手続に終始せずに、いろんなこの新庁舎の課題にぶつかっていかなきゃならないのかな、こういうふうにも思っております。

私さっき主な理由ということで2つ挙げましたけれども、もうちょっと細かい理由を挙げさせていただきますと、さっき委員長報告の中に、私も動議を前々から考えて出したものではありません。逡巡しながらお出ししたわけですが、主な理由のほかにもうちょっとその報告の中身に入っていきますと、私は1つは、この陳情を出した皆さんが、やたら市、市議会の皆さんが考えるべきこととお話していたという箇所が報告書の中に大変多く出てまいります。また、この陳情者のメンバーが、どこまでも中止を

求めるものではないという言い方もしているということが報告書の中にあります。私たちはこの建設を中止しようとする陳情書だと思っていた矢先が、この報告書の中にもご本人たちがこういうふうなこともおっしゃっているという大変丁寧なご報告もいただきました。私はこれをきょう聞いたときに、本当にその議員の我々20名がまだ議論する余地が残っていないのか、あるいはこの陳情に対して議論する余地が残っているののではないか、こういうふうに思ったわけです。私に他意は全くありません。やはりしっかりと陳情についても特別委員会の内容についても、形は違いますが衣をはぐと中は同じ議論を、いろんな大事な議論をしているはずですので、ぜひその付近を勘案していただければと、こういうふうに思います。

以上です。

○議長（千田正英） 17番。

○17番（堀井克見） 同じ2人でやってもしょうがないような感じはするんだけど、後からとってつけたみたいな理由、それはそれでいいでしょう。問題はあれですよ、特別委員会の話、今出てますけども、特別委員会ができたのは6月の確か定例会の、私ども総務文教常任委員会に付託する数日前だと思います。ですから、要は物理的に、物理的にですよ、その特別委員会とかぶりがあるという中川議員の主張であるならば、その時点において、後顧に憂いのないようにきちんと特別委員会に付託、審査をし、そしてメニューに、俎上に上げていく、これをやはり議会として当然の姿でしたよ。その時点においては所管所掌の持っている総務文教常任委員会に満場一致で付託をして、そしてまた休会中の開会まで許可をしておきながら、今ここへきて総務文教常任委員長がその経緯のありったけを説明し報告したものを、それを1点、2点を取り立てて、少なくとも最初1、2のこの問題、目的が違う委員会の中で、中川議員の言ったことは私は整合性がないと思いますよ。今、後にとってきたものを関係がある、かぶってくるということでフォローをしたけれども、最初の1点、2点において、まさしく私が申し上げた決定的な法律的な問題がある、あるいはまた決定的な状況の変化がある、誤りがある、そういうふうな要因がなければ再付託というものは安易に用いるべきではないと。これが地方議会の委員会中心主義審査との整合性がとれてくる論なんですよ。

ですから、もう一つ、手続論に固執するなど。ここは議会ですよ。座談会ではありません。手続をきちんと踏んで、きちんとした正論をはいて、市民負託にこたえる、市の発展に寄与する、これが我々選良の道だし、また、選良に与えられた権能ですよ。そん

なことは百も承知で私も今、論を展開しているところであります。少なくとも手続論をきちんとして、その上で20人の議員が、あなたの言葉を借りるならば、納得した形の中で次のプロセスに入っていく、手続論、当然必要ですよ。そしてまた今、特別委員会で付託か否か、もちろん論を張りますよ、私の立場で。あなたに言われる筋合いはありません。当然私はこの総務文教常任委員会の結論を、ここで採択か不採択かの結論を出すべきだと。そして、司、司の中で議会議員というのは、自分の票決で意思表示をしていく、これが本来の姿なんですよ。引っ張っていくことによって、いかに市民から懐疑的なものの見方をされるのか、これを恐れているんですよ。少なくとも、言われなくても論は展開しますし、議会制民主主義、地方議会の根幹にかかわる問題だから申し上げておるといことです。手続なくして議会なんか成り立ちませんよ、はっきり言って。何をおっしゃいますか。

議長、ですから、今、あなたは休憩中に議運開いて、もう少し整理しようということの声がありました。私も今この議席に着かせてもらいましたよ。きちんと肅々と、約束したことは約束したとおりにやってくださいよ。議長、どうですか。

○議長（千田正英） 8番。

○17番（堀井克見） 議事運営上のことをあなたにお尋ねしているんだから、ちゃんと整理しなさいよ、教えてください。

○議長（千田正英） ちょっと暫時休憩します。

午後 1時46分 休憩

.....
午後 1時47分 再開

○議長（千田正英） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番。

○17番（堀井克見） 議長、議事運営の質問。私はあなたに自分の権限において、権利において質問をしているんですよ。議長の議事整理権を行使してくださいと、こう申し上げているんですよ。それに対してあなたは明確な答弁してませんよ。

○議長（千田正英） ただいまの動議の件は大変重要な案件ですので、議会運営委員会に諮問をしたいと思っておりますのでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（千田正英） では、ただいまから議会運営委員会を開催致します。

暫時休憩します。

午後 1時47分 休憩

午後 2時30分 再開

○議長（千田正英） 会議を再開します。

【議会運営委員長の報告】

○議長（千田正英） 議運の委員長の報告をお願いします。

○議会運営委員長（戸田俊樹） 議会運営委員会の報告を致します。

1番中川議員から提出された動議について、先ほどの本会議で可決しておりますので、この動議については委員の意見の中には取り下げをしていただきたいという意見もありました。しかしながら、既に動議は成立しておりますので、議長におかれましては、この件について採決をお願いしますということで決定しております。

以上です。

○議長（千田正英） 以上で議運の委員長の報告を終わります。

これから動議について討論を行います。討論ありますか。

最初に、動議に反対者の発言を許します。中川議員から、庁舎建設調査検討特別委員会に付託をし、継続審査をしたいという動議がありました。この動議について反対者の発言を許します。17番。

○17番（堀井克見） 陳情第6号を特別委員会へ付託することに反対の立場から討論を致します。

ただいま提出されております陳情第6号を継続審査として、庁舎建設調査検討特別委員会へ再付託、いわゆる付託替えをする動議についてであります。特別委員会の設置の趣旨に反しております。このたびの9月定例会の本会議で採択、不採択の判断をすべきであります。さらには、本動議を提出されている方からは、動議の取り下げについて議会議員としてあるべき姿を心に問いかけていただきながら、賢明なる判断をいただきますように願うものであります。ぜひとも心を大きくして再考願いたいと願う意味から、ただいまから反対討論を具体的にさせていただきます。

再付託、いわゆる付託替えについて整理をさせていただきます。再付託は潟上市議会会議規則第46条に規定されております。「なお、審査または調査の必要があると認めるときは」とあります。今回の総務文教常任委員会における陳情は、審査でありますので、

なお審査が必要と認めると議会が判断する決定的な根拠が明示されなければなりません。さらに、その審査が庁舎建設特別委員会でなければ絶対にできないものなのか、その根拠もまた明確にしなければなりません。この2点が最大のポイントであります。

総務文教常任委員会では、陳情審査の部分についての委員長報告は、委員全員で慎重に精査しております。その中で今回の陳情は非常に大きな問題であり、報告だけでは議員も判断に悩む場面が出てくるであろう、ということで、これまでなかったわけですが、委員会の会議録を付しているものであります。この会議録と委員長の報告、ならびに質疑を通してなお審査が不足しているという部分が明確に示すことが継続審査、いわゆる再付託の絶対条件であります。これができない限りは次の段階であります庁舎建設調査検討特別委員会への付託替えをするというところへは、結びつかないことは、これはできないことであると私は思うのであります。

はじめに、なお審査が必要であるのか、継続審査とする必要があるかについてであります。庁舎建設調査検討特別委員会での審査中であり、その審査が終わらない限り、議員は判断すべきではない、判断材料がそろわないのでできないとの理由は、継続審査とすべき明確な理由には当たらないのであります。今現在、議員個人個人が持っている知識と判断能力を最大限発揮する、そして判断する姿勢、これが求められているものであります。

もし、この理由で継続審査したとしましょう。市民から理解が得られるでありましょうか。議員が判断できなくて先送りをしたと、そうとらえられることは間違いありません。私は市民からお叱りを受けて当然だと思います。陳情書は6月定例会に提出されているものであります。継続審査とすれば12月定例会まで議会の対応を示すことができません。6カ月、半年も結論が出ないことになってしまうのであります。市民からは到底納得が得られないと私は考えるものであります。

それから、議員の判断材料が整っていないで判断できないという考え方ですが、これももはや議員の本分、あり方を市民に問われても申し開きができません。非常に残念な考え方です。陳情は6月に提出され、もう3カ月も経っております。その間、一体何をやってきたのか。議員の皆さん個人で勉強するなりして、私たちの陳情書を見て判断してくださいと言われたら、どう対応しますか。いや、まだ別の委員会でちょっと、特別委員会で審査中なので、まだ勉強中なのでというような状況、時期でありましょうか。これもまた継続審査の明確な理由とすることは、到底できないものであります。

本日ここに陳情を採択することに反対、すなわち継続審査にしようとするのは、真に市民からの切なる願いが込められた陳情を受け取った議会がとるべき対応なのでしょう。明確な理由がないままに継続に持っていった場合は、間違いなく議会は、議員は、時間稼ぎをしているととらえられます。市民からの議会への信頼はゼロとなり、失墜することは間違いありません。今日この場におられる議員各位は、どうかそのことをよく考えて、この場の本会議で採決するという重大な判断を下してください。

次に、庁舎建設調査検討特別委員会が今陳情を審査すべき委員会であるかについてであります。

議員各位においては、本委員会が設置されるときに、委員会は議員個人個人が合併協議の確認事項の新庁舎建設について、市当局から資料をいただいて、さらにお話を伺って、調査研究をし、判断能力を高めよう、あわせて当局から示された資料を市民に情報提供していきましょう、これを基本として委員会の最終的なまとめとしては、庁舎を建てる建てないという議会としての統一した見解までは踏み込まないことを確認しておくこと、このことが明確に確認されております。また、委員会の目的、所掌事項を見ても、陳情審査をすることはうたわれておりません。なぜなら、最初から想定しないわけですから当然とも言え当然です。仮に万が一、付託されたとしましょう。何を一体、何の権限で審査するのでありましょう。どうやって審査の結果をまとめるのでありましょう。この特別委員会は、議会としての統一見解は出さないという大原則があるのであります。

さらに、手続上の問題であります。総務文教常任委員会から庁舎建設特別委員会へ付託替えというのは、これまでの総務文教常任委員会の審査すべてが「なし」、いわゆるゼロに戻るという意味があります。特別委員会は総務文教常任委員会の審査記録を引き継いで審査するわけでもなく、「一」から、いわゆる最初から審査をやり直すということでもあります。参考人を呼んで審査したことは一切なし、存在しないということになるわけであります。付託替えということは、そういう意味であることをきちんと皆さん認識して判断する必要があるのであります。

付託替えにしても審査しなければならない状況であるのか、これは誰の目から見ても明らかなことでもあります。もし、まだ判断に悩んでいる議員がおられるとするならば、ここで判断してしまえば今後の庁舎建設についての考え方が議会が示したことにならないか、市民からそうとられるのではないかと危惧したり、現在開催中の庁舎建設調査検

討特別委員会の審査に影響しないか、この3つの中の心の葛藤で揺れているのではないかと思います。きょう判断したことは、きょうの責任における判断であります。あすに何か大きな事態が発生すれば判断は変わるわけでありまして。それはあって当然で、そのときどきの判断に英知を結集し、しっかりとした責任を持ち、判断した理由、変われば変わった理由を市民に丁重にお示しする、この姿勢を常に忘れず持ち続ける限り何も心配することはありません。優柔不断な対応、これこそが市民を一番の混乱に陥れるのであります。

さらに、開会中の特別委員会の趣旨は、議員が勉強することを目的としたもので、直接的な関連はなく、そもそもこの特別委員会は庁舎を建設するしないを結論できるものではありません。設置の段階からそのことはお互いに確認しておるはずであります。このことを再度皆さんからお考えをいただきたい。

さらに、継続審査、再付託、付託替えの決定は、これは総務文教常任委員会の審査の甘さ、議事運営の怠慢さを議会全体が認め、委員会が叱責されるものと考えなければなりません。そして先ほど来何度も申し上げておりますように、地方議会の本分でありませぬ常任委員会主義、これにも背くものであります。他市にも例はございますが、委員会としてしかるべき対応をとらなければなりません。私を含めて総務文教常任委員の全員が反省に立って、さらに委員会を代表して菅原久和委員長より本会議で陳謝して、その姿勢を市民、議会に披瀝しなければならぬぐらいの重いことでもあります。継続審査は、当該委員会にとっては、それだけ重大な結論であります。それを何がさまよったのか、その報告した代表する委員長までが動議に賛成をし、そして特別委員会の付託に、これに荷担する。社会通年上、全く選良としてとるべき道ではありません。副委員長の小林君もしかりであります。市民がどういう憂慮をされるでございましょうか。

以上、私が継続とせず、もちろん特別委員会へ付託替えとするべきでない、本日の会議で採択、不採択の判断をするという主張であります。

冒頭でも述べましたが、議会議員としてあるべき姿を心に問いかけながらしっかりと判断してください。私の討論に、どうぞひとつ皆さん、勇気を持ってご賛同してください。グループの論理で議会が動くということは大変悲しいことでもあります。まさしく市民不在の渦上市議会、将来に後顧の憂いを残しますことを皆さんに最後に申し上げておきます。どうぞ私の討論にご賛同くださいますよう切にお願いを申し上げまして私の反対討論といたします。終わります。

○議長（千田正英） 動議に賛成者の討論を許します。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認め、討論を終わります。

採決の前に確認のため暫時休憩致しまして、事務局からの説明をしていただきます。

午後 2時46分 休憩

.....
午後 2時48分 再開

○議長（千田正英） 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは採決します。陳情第6号を庁舎建設調査検討特別委員会に再付託することの動議について、賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立多数です。11名の方が賛成でございます。したがって、「陳情第6号、新庁舎建設の計画を中止し、現施設活用を求める陳情書」は、特別委員会に再付託することに決定しました。

次に、陳情第7号、司法修習生の給費制の存続を求める陳情書について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第7号について、総務文教常任委員長の報告のとおり継続することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、陳情第7号は総務文教常任委員長の報告のとおり継続することに決定しました。

次に、社会厚生常任委員会の報告を求めます。13番佐藤 昇社会厚生常任委員長。

【社会厚生常任委員会の報告】

○社会厚生常任委員長（佐藤 昇） 私から、平成22年第3回定例会で社会厚生常任委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

1. 審査年月日 平成22年9月8日、9月9日、9月10日
2. 出席委員 中川光博、児玉春雄、藤原幸作、岡田 曙、佐々木嘉一、佐藤 昇
3. 説明当局 市民生活部長、福祉保健部長、各関係課長
4. 書 記 市民生活部市民課 菊地 理さんを指名してございます。
5. 審査の経過と結果について

議案第56号、潟上市有線放送電話施設の指定管理者の指定について。

本案は、行政運営の効率化を進め、利用者へのサービス向上のために指定するものです。

委員からは、有線放送事業が今後も必要かとの質問があり、当局からは、飯田川地区の高齢者への情報ツールとして、また、現在の加入戸数利用料で管理運営ができ、平成8年度に全面改修し今後10年は使用できることから存続の必要性はありと説明がありました。

また、現在の加入戸数減少ペースで試算すると運営限界の850世帯を下回るには約8年間は利用料のみで管理運営ができると考えております。また、指定期限の平成25年3月31日以降、廃止を含む検討が必要と回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第57号、平成22年度潟上市一般会計補正予算（第3号）（案）について。

歳入の主なものについて申し上げます。

13款2項2目民生費国庫補助金の老人福祉費補助金は、消防法施行令が改正されたことによりスプリンクラーの設置が義務化されたことによる補助金1,032万3,000円と17款1項1目介護保険事業特別会計繰入金1,480万7,000円です。

歳出の主なものについて申し上げます。

3款1項6目老人福祉費の施設整備等補助金1,238万円は、スプリンクラー設置にかかわるものです。

内訳は、認知症グループホーム1事業所分1,032万3,000円と潟上市生活支援ハウス205万7,000円分です。

委員からは、今後のスプリンクラー予定施設の有無について質問がありました。当局からは、スプリンクラー設置義務のある施設は国や県の補助金で平成23年度までに設置することになっているとの回答がありました。

9款1項1目消防費の消火栓工事費負担金128万3,000円は、消火栓移設工事に伴う水

道事業会計への負担金です。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第58号、平成22年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について。

歳入歳出それぞれ2,702万2,000円を追加し、歳入歳出の総額を37億4,789万円とするもので、歳出の11款1項3目償還金利子及び割引料で、前年度の精算に伴う療養給付費交付金返納金です。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第59号、平成22年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について。

歳入歳出それぞれ4,539万9,000円を追加し、歳入歳出の総額を27億1,652万円とするものです。

歳出の主なものは、7款1項2目償還金利子及び割引料で前年度分の負担金等の確定による返還金3,059万2,000円です。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

認定第1号、平成21年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について。

歳入の主なものについて申し上げます。

12款1項2目民生費使用料の主なものは、プラザの湯使用料766万8,000円です。3目衛生使用料の主なものは墓地永代使用料124万5,400円です。

2項2目衛生手数料の主なものは、清掃手数料でごみ処理手数料7,104万420円です。

13款1項1目と14款1項1目の国保保険基盤安定負担金は合計1億2,062万8,381円で、国税の軽減世帯に対する国・県の補助金及び負担金です。

14款2項3目衛生費県補助金の主なものは、新型インフルエンザ予防接種事業費補助金886万3,000円です。

歳出の主なものについて申し上げます。

2款7項3目経済危機対策費（生活環境課分）6,557万2,943円の主なものは、工事請負費の消防器具庫建築2棟分1,499万1,900円と備品購入費の災害用備品で毛布、発電機、ストーブ等846万3,000円で、負担金補助及び交付金では、住宅用火災警報器設置補助金341万4,043円は、553世帯の1,023個分を助成しております。

3款1項2目障がい者福祉費の主なものは、扶助費の介護給付費・訓練等給付費3億

6,458万9,327円です。3目福祉医療給付費2億3,080万1,974円の主なものは、扶助費の福祉医療費2億2,099万3,053円です。

3項2目生活保護費の主なものは、扶助費の医療扶助費4億3,467万3,317円で、全扶助費のうち54.58%を占めています。

4款1項2目予防費の主なものは、委託料の4,867万5,022円です。

委員からは、委託料の不用額の要因について質問がありました。当局からは、新型インフルエンザワクチンの生産が追いつかず、接種開始が遅くなったことと、流行が下火に向かったことが影響したため、予防接種者が大幅に減ったとの説明がありました。

4款2項4目最終処分場費1,794万5,544円で、主なものは委託料です。

委員からは、最終処分場残余容量算定業務委託料で調査した残余容量はどのくらいかと質問があり、当局からは、最終処分場の全容量は3万7,000m³で平成21年度末の残容量が1万9,315m³であることから、現在の状況からすると平成29年度まで使用可能との説明がありました。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました。

認定第2号、平成21年度潟上市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

歳入総額38億6,827万8,948円に対し、歳出総額36億1,590万2,314円、差し引き額は2億5,237万6,634円となっております。

歳入の主なものについて申し上げます。

1款国民健康保険税は、収入済額7億7,286万4,397円、収入未済額5億553万8,130円、不納欠損額は85件の630万9,200円となっております。収納率は、現年度分87.75%、滞納繰越分15.00%、全体では60.16%で、前年対比0.04%の減となっております。保険税は歳入全体の20.0%、その他国・県の補助金および交付金が73.8%の構成となっております。

歳出の主なものは、2款保険給付費の23億9,359万6,494円で、歳出全体の66.2%を占めており、総医療費に対して81.4%を給付しております。不用額の主なものは医療費が見込みより少なくなったことによるものです。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました。

認定第3号、平成21年度潟上市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について。

歳入総額835万4,810円に対し、571万8,217円、差し引き額は263万6,593円となっております。

ります。

本制度は、平成20年度に後期高齢者医療制度へ移行されておりますので、老人医療費の過年度分の精算となっております。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました。

認定第4号、平成21年度潟上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。歳入総額2億4,052万3,022円に対し、歳出総額2億3,681万3,594円、差し引き額は370万9,428円となっております。

被保険者数は4,273人で、このうち81%が保険料軽減者となっております。

歳入の主なものについて申し上げます。

1款後期高齢者医療保険料は、収入済額1億4,513万8,546円で、収入未済額は173万3,354円、収納率は98.8%となっております。

歳出の主なものは、2款後期高齢者医療広域連合納付金の2億1,539万7,164円で、保険料および保険基盤安定負担金を秋田県後期高齢者医療広域連合に納付するものです。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました。

認定第5号、平成21年度潟上市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。歳入総額26億4,137万7,356円に対し、歳出総額25億4,270万8,444円、差引残額は9,866万8,912円となっております。

歳入の主なものについて申し上げます。

1款保険料は、収入済額4億5,623万397円、収入未済額1,339万5,829円、不納欠損額は210件の429万9,338円となっております。収納率は、現年度分98.41%、滞納繰越分11.75%、全体では96.26%です。

歳出の主なものについて申し上げます。

2款保険給付費23億6,948万7,526円で前年度比8.26%の増となっております。1項1目介護サービス給付費21億1,103万1,319円、主なものは居宅介護サービス給付費7億7,759万7,936円、施設介護サービス給付費9億5,320万4,497円です。

委員からは、財政規模の膨らんだ要因について質問がありました。当局から、高齢化に伴う自然増分と介護報酬費改正による影響分が主な要因であるとの回答がありました。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました。

認定第6号、平成21年度潟上市有線放送事業特別会計歳入歳出決算の認定について。歳入総額3,712万9,237円に対し、歳出総額3,662万6,366円、差し引き額は50万2,871

円となっています。

歳入の主なものは、1款1項1目有線使用料です。

歳出の主なものは、3款1項1目元金の償還金が1,750万円です。なお、償還金は平成23年度で完済します。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました。

以上、社会厚生常任委員会の報告とします。

○議長（千田正英） これで社会厚生常任委員会の報告を終わります。

8番。

○8番（伊藤栄悦） 議案第56号のこの議案に関する関係者でありますので、退席致します。

○議長（千田正英） 退席を許します。

（8番伊藤栄悦議員 除斥）

○議長（千田正英） ただいま社会厚生常任委員長から報告のありました議案第56号、潟上市有線放送電話施設の指定管理者の指定について質疑を行います。質疑ありませんか。14番藤原議員。

○14番（藤原典男） この条例いろいろ見ましたけれども、特に私は問題はないと思うんですけども、今、伊藤議員が私に関係ある議案だということで退場しました。ということは、これをやるに当たって、やはりこの有線放送電話施設の指定管理者にかかわるとのことだと思っておりますけれども、その点についてははっきりした役員とか役職名とか、いつからとか、そういうことがなかったので、まずそれを私、確認したいと思います。

○議長（千田正英） 佐藤委員長。

○社会厚生常任委員長（佐藤 昇） 14番藤原典男議員にお答えします。

この件につきましては、幅広く審査をしております。それで、仕様書等によりますと、理事者が5名で結成されております。それから、経理の方の採算ベースと書いた予算書が提出されまして、委員の各皆さんから精査をしてもらいました。ということでございます。

これは提案理由にもありましたように、平成22年10月1日から平成25年3月31日の期間でございます。

○議長（千田正英） 14番。

○14番（藤原典男） 私、いつから理事になったのかということも聞いておりますので、その点もあわせてお願いします。

それで、私の意見なんですけども、片方で議会選出で市の会計監査委員をやりながら、片方で指定管理者の理事をやる、結局、自分が監査しなければいけないものに対して、またその理事でもって監査が正当にできるのかという疑問が私は生じてくると思います。それで、この件に関しては、やはり会計監査をしっかり行うという立場から、市民から見ても、ちゃんと会計監査できるような体制でないと、この条例の施行というのはやはり市民から批判を受けると思います。そういう点では、この会計監査をやりながらその指定管理者の理事になれるという根拠は何かというようなことも審査したと思うのですが、そこら辺についてはどのような審査を、根拠を条例、法律も含めてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（千田正英） 13番。

○社会厚生常任委員長（佐藤 昇） 藤原議員にお答えをします。

結成された年月日は平成22年1月27日に司法書士の書面をもって成立しております。

それから、いわゆる議員が、あるいは監査委員がこの経営者になっておるということも委員の中では発言がありました。その点についても精査しましたが、地方自治法92条の2項によって兼業禁止に当たらないということでございます。

なお、監査委員であっても、その何ら影響がないというようなことございまして、委員ではそのことについてどうかこうとかという立場ではないということでございます。

以上であります。

○議長（千田正英） 14番、再々質問。

○14番（藤原典男） 今、法律的な根拠として地方自治法の第92条の2ということ挙げられました。私は逆に、これをしっかり踏襲すれば、うまくないのじゃないかと思うんですよ。それで、ちょっと読み上げますけれども、「普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない」、こういうふうに92条の2項で書いてありますけれども、この見解に対する私の見解と、それから今、報告にありました委員長の見解というのは、まるっきり何というんですか同じ条例を見ても違うわけです。この

辺については委員の中からどのような意見が出たとか、これ以外にまたどの法律でもって審査したとか、そこら辺についてももう少し詳しくお願い致します。

○議長（千田正英） 13番。

○社会厚生常任委員長（佐藤 昇） お答えをします。

先ほどの見解のお話、解釈で、この92条においても違うということになりますが、こちらの方を少し読まさせていただきます。「指定管理者は地方公共団体の指定という行政行為に基づき、公の施設を管理する権限が与えることになるため、地方公共団体と指定管理者との関係は司法上の契約関係ではないので、議員が指定管理者の指定を受けている団体の理事に就任することは議員の兼業禁止について定められた地方自治法第92条の2の規定に抵触しない。監査委員も同様である。」というような見解でございます。地方自治法の92条ですよ。議員が公社等法人の役職を兼ねることについての適否についてのいわゆる問と答え、Q&Aであります。

○議長（千田正英） 14番、よろしいですか。

○14番（藤原典男） 私は、厳密に言えばそういうふうに書いているかもしれませんが、会計監査する側がその団体の理事というのは、私はどう見ても不自然だと思うんです。この条例を施行するならば、やはりその本人から理事をやめていただくとかというふうにしないと、やはり市民からの目が私は批判…何というんですか、強くなる、そういうふうに思いますので、そこら辺も考慮できれば、そこら辺も考えたのか、本人に言ったのかどうかわかりませんが、そこら辺についてはどういう接触があったのか、なければいけないでよろしいですけれども、やはりだれが見てもおかしいなと私は思うんです。よろしく申し上げます。

○議長（千田正英） 13番。

○社会厚生常任委員長（佐藤 昇） 何度も申すようですが、我が国の地方議会は法治国家でございまして、法をやはり遵守しながら物事を決めていくという建前からして、抵触しないものを好ましくないとかということは、それはやはり人間ですから個人の考え方があるでしょうが、委員会としましてはそれをまとめると、よろしくないまとめるに至るということではございません。

以上であります。

○議長（千田正英） ほかにありませんか。15番西村議員。

○15番（西村 武） 委員長、どうも御苦労さまでございます。

この報告書の中に、有線の方、年々加入者が減少しているということがございます。そういう中で25年3月31日に廃止も検討されると、こういうことになっておりますけれども、今回の指定管理者制度を採用するというのは、どういうメリットがあるのか、その点について協議したと思いますので、ひとつお答えいただきます。

○議長（千田正英） 13番。

○社会厚生常任委員長（佐藤 昇） 西村議員にお答えします。

以前、市長もたびたび言っておりますが、行政改革の一環をぜひ進めたいと。そういう中で指定管理者制度を採用していくということは何度も聞いておるかと思えます。

このたび飯田川の方でこの会社を立ち上げたということにおきまして、市が指定するというような見解になったということがございます。そのメリットについては、いわゆる人件費の削減等でございます。主なるものでございます。その他のメリットもあると思えます。

以上でございます。

○議長（千田正英） 15番、再々質問。

○15番（西村 武） 行政改革の一環からその指定管理者制度に移行するというところでそれはわかりますけれども、じゃあこのままいきますと、25年3月に廃止も含む検討が必要となっておりますけれども、じゃあその指定管理者になった場合、加入率のアップにつながっていくものかどうか、例えば現在でその加入者の減少という要因、そういうものもあろうと思えますので、その指定管理者にして今度は加入率を上げていくとか、そういういろいろな議論があったと思えますので、その辺のところどうなのかひとつお答え願います。

○議長（千田正英） 13番。

○社会厚生常任委員長（佐藤 昇） 西村議員にお答えします。

関連ですが申し上げますが、今現在、加入者戸数が1,105戸ありまして、飯田川地区の68%でございます。全盛期のときは1,200戸ほど加入したということですが、少しずつ落ちていっているという現実でございます。

しかし、この採算ラインというものが、限界点が850世帯を下回ると、これは今のペースでいくとやはり検討する時期になるのかなということ、そのために、いずれその期間が過ぎたころに再度必要か廃止かということが議論されるだろうというような委員会で質疑があったということがございます。

○議長（千田正英） ほかにありませんか。15番。

○15番（西村 武） 今現在、その加入戸数が減少しているわけです。ですから、そういう要因は何であるかということです。そして、決算書の方を見ますと、まだまだ償還金が残っている状態で、もう既に廃止ではちょっとお粗末じゃないかと思imasるので、要するにもっと加入率を高めるといようなお話はなかったのか、その辺のところですか。

○議長（千田正英） 13番。

○社会厚生常任委員長（佐藤 昇） お答えします。

やはり減少の傾向は、何と言っても第一には高齢化が進行しておるといこととございます。核家族も影響しておるといことでもあるし、それで自然減少になっていくと。新しい人は、なかなか今、携帯電話を持っておるといことと、あまり加入しないといこととございますが、新規で家を建てた人などはまだ入っておるといような説明がありました。啓蒙啓発においては、今、理事者の皆さんが経営にかかわってきた経緯もござimasるので、これは市直営であったわけですが、その皆さんが当然そのよなことを考えてやられたかと思imas。

以上でございます。

○議長（千田正英） ほかにありませんか。17番。

○17番（堀井克見） 2点ばかりお尋ねします。

まず第1点め、先ほど、今、同僚議員からも質問ありました92条の2項に抵触しないと。したがって、抵触しないものは個人感情では物言えないよと、こういことでしたが、議長に確認しますけども、今、伊藤栄悦議員が手を挙げていなくなりましたけれども、これは除斥ですか、それとも自主退席ですか。何の根拠に基づいての行動なのか、まずそれ1点を議長から議事整理権の中での判断を明確にいただきたいと思imas。まずこれ1つ。

それから2つめ、今、委員長、佐藤 昇議員が現在の加入戸数うんぬんといことと、加入戸数で管理運営ができるとしておりますが、これはやはりお金には色もにおいもありませんよ。1,700万円使用料入ってきて、実際は3,600万円ぐらいですか、これ、去年の決算ベースで見ますと。全くその使用料で管理運営なんてできてませんよ。これ何をもって使用料でもって向こう8年とか10年、管理運営できますといあなたの委員会では審査したのかな。それをひとつ明確に掘り下げて説明いただきたい。

あわせて公債費ですね。元利合わせて1,886万1,000円が決算ベースで計上されてお

ますけれども、これ縁故債だと思っけれども、どれくらいのレートで借りて、借りている銀行はどこなのか、そして残高はどれくらいなのか、当然これ指定管理者ということで、言ってみれば民間の方に指定管理をゆだねるわけですから、ここら辺は最後の、最後の議会のチェックとして当然やらなければならないことだし、これやらないで所管の役割を果たしたなんて言えないですよ。このことを聞いて、明確に答弁求めます。しっかり答えてよ。

○議長（千田正英） 13番。

○社会厚生常任委員長（佐藤 昇） お答えします。

この仕様書の計画によりますと、収入は1,500万円、基本料金1,100円掛ける1,027戸掛ける13カ月、1,355万6,400円、度数1回5円掛ける0.7回掛ける930戸掛ける365日、18万8,075円、消費税73万7,224円、合計1,548万1,699円となっております。

歳出、つまり支出の方ですが、人件費705万3,000円、事務費207万6,000円、事業費251万円、管理費107万2,000円、事務経費56万9,000円、支出合計1,391万円です。190万円の収支が出ると、こういうような計画が提示されております。

以上が審査した内容で、それを認めたということでございます。

公債費の残高等については、そののところまでは審査致しておりません。

○議長（千田正英） 退席のことは、除斥しております。

17番。

○17番（堀井克見） まず、除斥したと。除斥という意味、当然議長ですから、釈迦に説法みたいなこと私言わなくてもわかるでしょう。議会議員が本会議場を除斥するということは、自分の議員の権能を放棄しているという姿ですよ、これ。基本的には。市民の代表、負託をいただいて選良として議席に座ったわけでしょう、20分の1で。彼がこの議席にいないと。除斥ということは、ここにいられないと、出なさいと言われること、法的に。先ほど92条の2項の話出ましたが、199条の2項でいきますと、除斥というのは彼がここにおられない決定的な、いわゆる法律の縛りがあるんですよ。全くその92条の2項においては問題ないということですが、基本的にもう既に本会議場に本人が議員の使命、権能を果たせない。これ、いないわけですから、欠けてる状態でしょう。このような方が今、指定管理者ということで、その任務を引き継ぐ有線放送の会社の理事ですよ。理事って何やるかわかりますか。すべての運営とか、会議等の決定権持ちます。いわゆる経営者ですよ。わかりやすく言えば、農協の組合長になるようなもんだ。理事

の互選で理事長が選ばれますよ。経営者そのもの。その方が、監査委員でしょう、潟上市の。彼、ただの監査じゃないですよ。議会の20人の議員を代表して学識経験者1人、飯田川の人、おまけに飯田川の伊藤議員を議会のみんなの代表としてチェックしてくださいと、その使命を担って彼は、ミッションを持って監査委員として監査をしているんですよ。今度、少なくともこの指定管理者といえども、何らかの形で税金の支出は出てきますよ、小出しに、必ず。そうした時に、潟上市の監査委員が、出す部分においては、もちろん議会議員として予算の審査をしますよ。そして指定管理者、今ね、少なくとも潟上市はまだその指定管理者の業務報告等々が監査委員の監査という形まではいっていないけれども、ほかの自治体はほとんどやっていますよ、ぼつぼつ。我が市ももう五、六千万円も出てる、公園の管理で。この後またこの部分もあるだろうし、例えば産直センター、フットボール、目白押ししますよね。そうした時に、少なくとも議会の代表の監査委員が、この電話会社の理事、経営者になって、出すときは自分がチェックする。そして今度は、どんと向かいに行っかぶりながらよしよしと、そしてその決算報告を潟上の方に来たものを監査委員としてチェックする。あるいはまた本会議場で議員の審査、決算認定をしていく。そのとき除斥していない。まさしく、彼らしくもないなど。二元代表制の申し子のようなことを言っていますけれども、みずから二元代表制を否定している姿ですよ。これをね、市長、悪いけれどもはっきり申し上げますが、当局も2月1日からはっきりしてわかっているものを、人いないもんであるまいし監査委員に提案して選んでいるあなた方も脇が甘い。これがね、一般の社会通年上、法律92条の2項だとか、例えば199条の2項をさておいても、選良として我々がやはりきちんと律していかなければ示しつかないですよ。市長であれ、副市長であれ、議員であれ、どんどん指定管理者の会社とかに今度理事でも経営者でもなりますよ。こういう姿が市民から見て、社会通年上、これ当たり前ですか。異常もいいところ。我々やはり政治倫理、そしてまた社会通年上、あるいはまた道義的、これは生命線、命ですよ。彼一人の問題じゃない、議員全体が疑われる。この程度のレベルかと、判断もできないのかと、そのことをやはり非常に憂える。したがって、この199条の2項からいくと、この人、監査委員であるがゆえに、この理事になるということは不適格だよ。法令上だめだという解釈もできる。92条の2項と、今、佐藤 昇議員の見解は見解でしょうけれども、法律というのはいち見方もありますよ、午前中の議論もありますけども。199条の2項からいくと、議員であれ、監査委員であれ、除斥している人間が指定管理者の方の理事、経営者になると

いうことは法律上問題がある、これは。ですから、このことを私はやはりここではっきりしてもらいたい。議長から議事整理権の中でまず見解を出してもらいたいし、除斥したということは、少なくともこれね、抜き差しならないことですよ。簡単なことで除斥なんかできないですよ。議会の議員の権限というのは大きいんですから、よほどのことがない限り、決定的なことない限り。いないということは、それだけもう議会の権能を彼は果たしていないと。これを我々が容認するということになりますので、それ一つとっても、この議案、通されるものではないですよ。人が変わらない限り。いかがですか。そして、佐藤委員長、回りくどくあれもやったこれもやった、こういう肝心なことは何らやらないで、所管の委員長として恥ずかしくないですか、あなた。そして、しかも、これで終わるんだと、要するに、いわゆる管理が委託されていく、指定管理に。そうした時に、残った借金が幾らあるか、毎年1,800万円も公債費比率で縁故債で払っている。幾ら利息で払っているかも、幾らの残高あるかも、あなた、自分のことであれば血眼でチェックしますよ。そしてその部分は将来のスパンにわたって、行政がどれだけの負担をする状態になるのか。そして、今、条例化されてこの問題が中長期的に、要するに付託されていくのか、管理付託されていくのか。ですからもう一度すっぱり教えてください。

○議長（千田正英） 13番。

○社会厚生常任委員長（佐藤 昇） 先ほどのいわゆる利息等の関係ですが、資産は1億3,900万円あるということでございます。償還金が先ほど申し上げておりますように、もう間もなく終わるということでございます。平成23年度でございます。償還金が3,633万5,667円でございます。

なお、恥ずかしくないかということにおいては、私は委員長を務めて、皆さんの、委員の意見を取りまとめた経緯もございまして、委員会の中で辱めるような発言もございませんでしたし、私はここではっきり恥ずかしいことは一切しておりませんし、そう思っておりません。あなたはあなたの見解で結構であります。それを人に押しつけて、いわゆる委員長どうだこうだということは、越権行為ではないかと私は強く抗議するものであります。

○議長（千田正英） 除斥の件につきましては、原則に基づいて行動していると思いますので、尊重したいと思います。除斥については、全国市議会議長会に問い合わせたところ除斥の対象となることを伺っております。

17番、最後ですね。

○17番（堀井克見） 最後って、納得いかなければ3回でも4回でもできるんだ、あなたの裁量権で。かなわなければ質疑をやっぱりしなきゃならないです。この会社の定款もありますよ。定款に、もう登記上、伊藤栄悦という者が理事になってますよ。経営者の、これ揺るぎない、登記上の印ですよ。これが監査委員を兼ねて、なおかつ私が言うとおりの、199条の2項に抵触する。この人は監査できないんだよ、この部分においては。出ていく時も、入ってくる時も。ただ一円であれ、金額の問題じゃないの。この方は監査委員の行為ができない。職務を遂行できないということになる。199条の2項。監査委員できますか、監査委員会事務局長、その自分に関する事で監査できますか。ちょっと読みます。いいですか。「監査委員、自己若しくは父母等々、いわゆる親族。そして、自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接利害関係にある事件について監査することができない」と。この場合、直接本人にあたることです。そしていいですか。「直接の利害関係の部分で理事は、その団体の経営方針などの実務的な経営に携わっていると判断できることから、関係してくるとのことで監査できない。そして除斥の対象とみなすべきである」と、こう書いてあるんだよ。要は言ってみれば、だめだということが、これが全国市議会からの話となってるんだよ、ちゃんと。ですから、今、見解で私が今持っているものとは、全く行って来いの差がある。ですから、その部分において、例えば監査である伊藤栄悦議員が自分のかかわるところの監査をすることは可能ですか。かって天王の議会でも少なくともこういうことがあって、その人が学識経験者は別として議会代表の監査委員はおりたというか、監査委員として不適格だということで、その方が監査委員職に就かなかった。そうでしょう、自分で出してやって自分で監査してやるというふうなことが許されるはずがないんですよ。これが第199条の2項の精神であると、私はそういうふうに解釈しますが、この解釈は誤りですか。監査委員事務局、伊藤さんできるんですか、このこれに関した予算が出たときに、予算とか決算のとき。

○議長（千田正英） 13番。

○社会厚生常任委員長（佐藤 昇） 私ども委員会で、いわゆるその法律の関係は、事務局を通して全国の議会事務局の専門家に問い合わせ、資料をいただいて判断した次第でございまして、何ら迷っておりませんし、先ほど申し上げたとおりでございます。

（「事務局からの説明を」の声あり）

○議長（千田正英） 暫時休憩します。

午後 3時38分 休憩

.....

午後 3時41分 再開

○議長（千田正英） 会議を再開します。

17番。

○17番（堀井克見） 今、局長の見解、るる出ました。ここで明らかになったことは、少なくとも指定管理者に関する公費の出動にかかわる監査というものは、伊藤栄悦議員が監査という立場から監査の職務が果たせないという見解が出ました。監査というのは、学識経験者という民間の方と議会を司る代表の伊藤栄悦監査委員、この2人が対でありますよ。1人がいないときに監査業務が成り立たないという解釈が、まさしく成り立つんですよ。2人いて初めてチェックをかける、そして公金の出動、あるいはまた消費に誤りなきものかどうかということ監査する、そういうことなんです。ですから、少なくともその監査という職責を持った者がこの公金出動にかかわる部分、さっきも言ったけれども色も音もおいもないから、一円たりとも当然絡んできますよ。指定管理者というそれだけであって、一円たりとも市から出さないと、金輪際ね。だとすればいざ知らずですよ、必ずありますよ。だってもう、例えばいわゆる債務の返済だって、間接的にはもう連動してくるわけでしょう。要するに電話業務、そのツールを維持していくために、飯田川地区の、そのために少なくとも、決算ベースより私は数字ないので言えませんが、一千九百幾らなら幾ら、間違いなく繰入金、相手側から見れば繰入金という形が出てくるわけだから、特別会計に。それは延々と借金は続いていくことを、彼は監査委員の職責の中で監査業務をしなきゃならないんですよ。だとするならば、今の論を総合的に判断をすれば、監査委員が登記上の理事として名を連ねて、まさしくその電話会社の経営の一人になる、経営者になるということは不適格だ。監査業務がその間できないもの。そうしたときに監査がまさしく正常なものでなくなると、こういうことになるから、まさしく潟上市は公金の監査が少なくとも公平平等な、そして法にのっとりた姿でないという事例が、事案が発生するわけですよ。これを放っておくわけにはいかない、議会としては。ですから、ここをやはり真剣に、当局なのか、議事整理権はもとより議長にもあります。議会の代表という監査の立場、あともう一つは執行という立場から、監査権、監査をいただく、監査をするという議会側の見解が必要だし、監査をいただくという側からいくと、当局側もやはり見解というものをきちっと法律的な根拠を付

して明確にしてもらいたい。今、明確にできないのであれば、若干でもいいから休憩して、明確にご提示をいただきたい。そうすればまた次の議論に私は進んでいけると思います。そうでなければ、これをあいまいもこにしてこれをよしとか、悪いとかと、よしあしの議会の議員としての採決判断なり、条例上の採決判断は不可能ですので、そのことを強く求めます。

○議長（千田正英） 暫時休憩します。

午後 3時44分 休憩

午後 4時02分 再開

○議長（千田正英） 会議を再開します。

伊藤議員より発言を求められておりますので、これを許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（千田正英） それでは、伊藤議員に入ってもらいます。

（8番議員 復斥）

○議長（千田正英） 8番伊藤議員。

○8番（伊藤栄悦） 先ほど以来、有線放送の関係で皆さんに大変ご迷惑をおかけしているようで申しわけございません。

実は私は飯田川出身で、飯田川の有線放送の委員長をやってまいりました、ずっと。それで、この会社を立ち上げる時に、どうかやってくださいという話もありまして、そのときに司法書士とか、あるいは議会事務局とか、あるいはそういう関連のところでお話をして、それはよろしかろうと、こういう話で私も引き受けました。そのところで本当にこういう状況があるということが予測されませんでしたので、しかしながら今お話あったように、199条の2項でそういうことも懸念されるということで、市民から疑惑を受けるようなことであれば、これはやはり理事というそっちの方の職を辞退するというでいいのではないかと、私は執着することもないし、そういうことで皆様のご了解を得たいと思います。宜しく願います。後任人事がやっても宜しいですか。だめですか。そうすると、後任はこれはそちらの方で決めることですから、会社の方で決めることですから、それはお任せすることにして、まずとりあえずそういうことで決着したいと思っておりますので、宜しく願い申し上げます。

○議長（千田正英） 再度除斥願います。

（8番議員 除斥）

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第56号を採決致します。本案に対する社会厚生常任委員長の報告は可決です。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

伊藤議員が入場しますので、ちょっとお待ちください。

（8番議員 復斥）

午後 4時05分 休憩

.....
午後 4時06分 再開

○議長（千田正英） 会議を再開します。

次に、議案第57号、平成22年度潟上市一般会計補正予算（第3号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第58号、平成22年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第59号、平成22年度潟上市介護保健事業特別会計補正予算(第2号)(案)について、質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、認定第1号、平成21年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について、質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、認定第2号、平成21年度潟上市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑を行います。質疑ありませんか。14番藤原議員。

○14番(藤原典男) 国民健康保険税についての1款のところの国民健康保険税の不納欠損のところですが、85件の630万9,200円となっておりますという報告ありましたけれども、不納欠損のその85件の内容、それから去年と比べてどうなったのか、それから、当局の取り組みについて審議されたことについて伺いたいと思います。

○議長(千田正英) 13番。

○社会厚生常任委員長(佐藤昇) お答えします。

不納欠損、このとおり記載されております85件、630万円でございます。これはいつもあるわけですが、増えつつあるという今日の経済社会情勢の関係が連動しております、あり得るということでございます。

なお、不納欠損をした状況でございますが、不納欠損という中では時効によるもの、そして執行停止によるものと2つございまして、まず、時効であっても執行停止であっ

ても、やはり生活困窮者の世帯が多いということで、どうしても納付できないというケースがあります。それから差し押さえる資産がないということも一つの要因であります。それから住居不明、その他の理由としましては、いてもほとんど連絡がつかなかったり、そういうことがその他がありまして、どうしても鋭意努力はしております。これは総務常任委員会の方の収納の関連ですが、ご承知のように職員を採用して臨時職員を採用して収納に当たっておる状況とインターネットによる公売にかけておるという状況を見ても、当局は鋭意努力されておるといふことでの現実がこのような状況だということの中身でございます。

○議長（千田正英） 14番、再々質問。

○14番（藤原典男） 生活が困窮しているということで、その内容については時効とか執行停止とか、あとは差し押さえるものがないと、住居不明、いろいろ聞きましたが、それぞれわかっている件数、もし説明ありましたらお願い致します。

○議長（千田正英） 13番。

○社会厚生常任委員長（佐藤 昇） 生活困窮者が4件、差し押さえの件が1件、あとその他ということで45件等々であります。中には先ほど申し上げましたように、どちらにとっても生活困窮者と住所不明、差し押さえるものがないということで、何ともならないという状況でございます。

○議長（千田正英） ほかにありませんか。18番。

○18番（藤原幸雄） 委員長、どうも御苦労さんです。

ただいま委員長の報告で、いわゆる収入の未済額5億円以上あると。不納欠損額は85件でうんぬんということをおっしゃいましたが、言うまでもなくこのいわゆる社会経済情勢が非常に厳しいということで、そういう中でも昨年よりは0.04%の減ということであります。若干明るいところもありますけれども、私、産業建設常任委員会に入っておりますけれども、水道料なんかも非常にあります。この収入未済額とか。ですから私が言いたいのは、市民税をはじめ全部収入のあるところは、横の連絡を取り合いながらこれを対応すべきでないかなと、このように考えております。私が言いたいのは、いわゆるこのことによりまして若干のペナルティーがあるのではないかなと、このように思いますが、委員会ではペナルティーのことについてご審議があったのかどうか、ひとつお願いします。その額もあつたらお願いします。

○議長（千田正英） 13番。

○社会厚生常任委員長（佐藤 昇） ペナルティーということについては、確かにペナルティーを受けております。それは確か収納率が92%ですか、そこまで至らないといわゆるペナルティーが課せられておるということで、確か記憶によれば1,700万円ほどだということとは前の委員会でも申し上げておると思います。

以上でございます。

○議長（千田正英） 18番。

○18番（藤原幸雄） 私の言いたいことは、いわゆる不納欠損とか収入未済額になっているのはここだけではないと。したがって、各その水道でなくても住宅でもいろいろあると思いますが、ここら辺の横の連絡を取り合いながら対応すれば非常によいのではないかと。何年か前のことをお話すれば鬼が笑うと思いますが、旧天王町では藤原町長が弁護士さんとよく相談して、税金とかこういうものを払わない方には差し押さえかけますよということです。ずっと文書を出したところ、急に収納率がアップしたと、非常にいい教訓になったと。当時は市長は恐らく総務課長であったかと思いますが、そのことも踏まえながら佐藤議員も当然議員であったので、このことについて何か横の連絡等をして、そして収納率をアップするというような議論はなかったのか、その辺のところをお伺いします。

○議長（千田正英） 13番佐藤委員長。

○社会厚生常任委員長（佐藤 昇） 主にこの議論は総務の管轄であると思いますが、国民健康保険の額がかなり大きいということもあります。これらのことにつきましては、市当局も皆さんご承知のように、この対策においては県の方へ職員を派遣して、全県的に今この滞納に対して取り組んでおるところでございます。当然課内においてはこのことが重視されておると思いますので、十分市長を中心にして横の連携をとって収納を高めるようにしておると確信をしております。

以上であります。

○議長（千田正英） 18番、再々質問よろしいですか。18番。

○18番（藤原幸雄） 委員長は、今、確信していると言いましたが、これは私見だと思います。当局からどのようなご答弁があったか、この点について、前向きないわゆるご答弁があったのかと。自分の私見じゃなくて、当局からどのようなご答弁があったのか、その点をお願いします。

○議長（千田正英） 13番。

○社会厚生常任委員長（佐藤 昇） このことに今、藤原議員のことにつきましての議論は深くされませんでした。

以上です。

○議長（千田正英） ほかにありませんか。9番。

○9番（戸田俊樹） 委員長、御苦労さんです。

ただいま関連するわけですけれども、収納率が87.75%ということで、過去数年間92%をクリアしないがためにペナルティーといいますか、県・国の補助が、交付金が減額されておるということについて、市制を執行してからクリアしていないはずですので、その総額が論議されたかどうか。

なお、今回決算においては2億5,000万円ほどの剰余を出しておりますが、昨年6月の定例会において各地区別の所得割額を変更し、数年にわたっては引き上げ条例の改正をしてきました。その結果は、この総括の主要成果説明書の中にもあるように、単年度収支、実質収支については、ここ数年間の5年間の実績を記載されておるわけですので、そういう意味では二年にわたって、20年・21年にわたってトータルでは実質収支で4億5,400万円ほどのプラスになっているということからすると、過去の値上げはいかかなものかと思えますので、そういうところについては質疑がされたかどうか。

なお、本年度は逆に税率を統一するという事で引き下げをしたということがありますので、その辺の整合性が見られないということもありますので、その辺のところについて委員会で質疑があったとすれば、その辺のご報告をいただきたいと思えます。

○議長（千田正英） 13番。

○社会厚生常任委員長（佐藤 昇） 戸田議員にお答えします。

戸田議員におかれましては、二度ほどこの件に関連して質問されております。前にも申し上げておりますが、この国保の改正が平成20年度に大幅に改正された関係から、いろいろ変動しておるということでございます。

なお、2億何千万円という実際のあれが出たということは、五千何百件数の、いわゆるまして高齢化社会になっておる健康の件でございまして、いつどんなことが起きるかわからないということもありまして、やはりその推計から見て、過去の実績を踏まえて予算計上をしておる結果、決算としてはやはり多少の幅は出るということでありまして、しかし国保運営上、何がしのやはり余剰金を持っておかないと対応できないということが結果としての委員会審査の中の結論でございまして。

以上であります。

○議長（千田正英） 9番、再々質問よろしいですか。

○9番（戸田俊樹） はい。

○議長（千田正英） ほかにありませんか。17番。

○17番（堀井克見） この国保会計、一番の問題は収入未済額が年々再々積み上げられていっている。そして結果的には不納欠損ということにつながってくる。でも当局としても収納課は税務の方に統合されまして収納班、今ありますけれども、この状態でいきますと、数字を見て、収入済額が7億7,000万円と。収入未済額が5億550万円と、この数字を見ていきますと、例えば単年度ベースで見ますと、これ末恐ろしくなるね。果たしてこの国保会計、国保事業、国保というものが、制度が機能しているのかどうか。少なくとも収納課長が頑張ってみれば上がると、抜本的な原因はどこにあるのかということをやはりきちんと精査をし、そして中期的な対応をしていかないと、完全に国保会計は崩壊しますよ。崩壊するということは、一般会計の持ち出しがなければこの会計そのものがもう存在しないということになりますので、遅まきながら県全体との提携をされたり、国の政策としては老人とか高齢とかもう一本にして県単位でやろうと、夢のような話を今、政権を持っている民主党が話しておりますけれども、いずれにしても目の覚めたようなやはりこの国保会計の解決策というのは、私はなかなかないと思うんですよ。だとするならば、この制度そのものをやはりこの当該自治体潟上市として改める方法はないのかどうか。やはり困った困った集まらないというだけではだめですよ。全国津々浦々広いわけですから、そこら辺きちんとやはり一回調べてみて、人口構造、産業構造等々あるでしょう。一緒くたにいかないでしょうけれども、そこらをやはり今までの景気が悪い、経済が厳しい、雇用が確保できない、これはもう聞き飽きました。ですから、むしろ、これから末恐ろしい方向にもう向かっているんだという緊張感とやはり危機感を持って対応しなきゃだめだと私はそう思いますけれども、その点について佐藤委員長、当然そういう議論をこの数字をベースにしながら喧々諤々やったと思いますけれども、その内容についてひとつ赤裸々にご説明いただきたいと思います。そして、さらに当局は次年度以降、この決算を踏まえてどういう国保の税の収納に当たるというご決意が示されたのか、それをひとつお答え願いたいと思います。

○議長（千田正英） 13番佐藤委員長。

○社会厚生常任委員長（佐藤 昇） 堀井議員にお答えをします。

堀井議員のおっしゃることはそのとおりでございます。私ども委員会としまして、毎回このような質問がありまして、当初予算、そして6月の補正予算においては、全く堀井議員のような今後どうするのかということを経験してございまして、このたびも全体的には触れておりますが、鋭意努力してくださいということにしております。それ以外においては私見を述べられませんので、そういうことでございます。

以上でございます。

○議長（千田正英） 17番、よろしいですか。

○17番（堀井克見） はい。

○議長（千田正英） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、認定第3号、平成21年度潟上市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、認定第4号、平成21年度潟上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、認定第5号、平成21年度潟上市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、認定第6号、平成21年度潟上市有線放送事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、産業建設常任委員会の報告を求めます。10番佐藤義久産業建設常任委員長。

【産業建設常任委員会の報告】

○産業建設常任委員長(佐藤義久) 平成22年第3回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

審査年月日 平成22年9月8日、9日

出席委員 伊藤栄悦、大谷貞廣、菅原理恵子、澤井昭二郎、戸田俊樹、藤原幸雄、
佐藤義久

説明当局 産業建設部長、水道局長、各関係課長

書記 水道局 上下水道課 佐々木修さんを指名してございます。

審査の経過と結果

議案第55号、潟上市農業集落排水施設設置条例の一部を改正する条例(案)について。
本条例は、天王大崎地区の農業集落排水処理施設を廃止することに伴い、同地区を公共下水道処理区域に編入する必要があるため、条例の関係部分を改正するものです。

委員からは、処理施設廃止後の利用計画について質問があり、当局からは、防火水槽および防災備品保管庫等として整備する予定との回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第57号、平成22年度潟上市一般会計補正予算(第3号)(案)について。

歳出について主なものを申し上げます。

6款1項3目農業振興費700万円の増額は、潟上農業生産力向上事業費補助金で、農家への農機具や農業設備等の購入費補助金です。

委員からは、「くらら出荷組合」からの要望を受けて予算要求したものかとの質問があり、当局からは、農業政策や制度の変化に対応するとともに、「くらら出荷組合」等の要望も反映させながら、農業の複合化と生産力向上を図ることを目的に予算計上したものとの回答がありました。

6款3項1目水産業振興費202万7,000円の増額は、天王漁港の泊地しゅんせつ調査設計委託料で、調査面積は5,223㎡です。

8款2項1目道路維持費150万円の増額は、道路維持補修料で市道2カ所の陥没修繕です。

委員からは、当該箇所において事故は発生しているのかとの質問があり、当局からは、いずれも事故の報告はないとの回答がありました。

8款4項2目公園費431万2,000円の増額は、公園維持補修工事で元木山公園藤棚改修工事と鞍掛沼公園ばっ気装置取りかえ工事です。

8款5項2目住宅管理費239万5,000円の増額は、市営住宅山神南団地13棟、塩口北野団地1棟4戸のシロアリ駆除委託料です。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第60号、平成22年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）（案）について。

歳入歳出それぞれ129万7,000円を増額し、総額を1億7,729万3,000円とするもので、歳出の主なものは湖岸地区処理場の破砕機取りかえ修繕です。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第61号、平成22年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第2号）（案）について。

歳入歳出それぞれ1,542万8,000円を減額し、総額を13億7,530万2,000円とするもので、主なものは事業費の組みかえと前年度借入起債の支払利子が確定したことによる償還金利子および割引料の減額です。

委員からは、児玉地区の県道で路肩の崩れている部分があるが工事する際に支障はないものかとの質問があり、当局からは、下水道本管を布設する際は支障はないが舗装工事をする段階で支障があるもので、県と協議しながら工事を進めるとの回答がありまし

た。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第62号、平成22年度潟上市水道事業会計補正予算（第2号）（案）について。

収益的収入に128万2,000円を増額し、事業収益を5億4,381万円とし、収益的支出に28万7,000円を増額し事業費用を5億1,837万8,000円とするもので、主なものは、下出戸地区の消火栓移設工事にかかわる受託工事収益と消火栓移設工事請負費および企業債利息減額分です。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

認定第1号、平成21年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について。

歳入について主なものを申し上げます。

12款1項6目土木使用料の主なものは、道路占用料で768万7,318円、鞍掛沼公園施設使用料236万7,137円、市営住宅使用料6,518万9,499円です。

委員からは、市営住宅使用料の滞納対策について質問があり、当局からは、督促状の発送や戸別訪問等を実施し、悪質と判断した場合は弁護士と相談しながら対応しているケースもあるとの回答でありました。

13款2項2目土木費国庫補助金1億2,555万8,000円の主なものは、地域活力基盤創造交付金1億1,520万円で、幹線道路の舗装補修にかかわるものです。

13款2項5目農林水産業費国庫補助金の主なものは、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金繰越明許分が3,950万円で、米粉処理加工施設整備事業にかかわるものです。

14款2項7目労働費県補助金3,252万3,035円は緊急雇用創出特別基金事業費補助金で、15事業を創出し63名を雇用しております。

19款5項5目雑入の主なものは、鞍掛沼公園光熱水費等負担金1,824万6,221円です。

歳出について主なものを申し上げます。

2款7項4目経済危機対策事業費、産業課分1,952万3,700円の主なものは、農業用施設改修工事837万5,850円、天王ふれあい交流センター源泉設備改修工事756万円です。

2款7項5目経済危機対策事業費、都市建設課分7,529万9,905円の主なものは、道路改良等工事3,356万5,350円、公園改修工事3,229万650円です。

6款1項3目農業振興費6,919万5,607円の主なものは、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金3,950万円、市病虫害防除協議会補助金414万円、水田農業構造改革対策補助金392万3,000円、目指せ元気な担い手農業夢プラン応援事業補助金231万円です。

7 款 1 項 1 目商工振興費 1 億131万552円の主なものは、商工会補助金900万円、潟上市共通商品券事業補助金500万円、中小企業振興融資制度預託金8,000万円です。

8 款 2 項 1 目道路維持費 1 億5,306万7,991円の主なものは、除雪委託料8,891万451円、側溝等清掃委託料1,441万5,975円です。

委員からは、排雪の予算等も委託料に含まれているかとの質問があり、当局からは、排雪する場合も除雪委託料として支出されるとの回答がありました。

8 款 2 項 2 目道路新設改良費 2 億3,829万1,185円の主なものは、道路改良工事の地域活力基盤創造交付金事業の舗装補修等 6 工事、市単独事業の改良舗装、側溝改良等17工事です。

8 款 4 項 2 目公園費 1 億2,136万6,376円の主なものは、各公園施設の光熱水費2,630万5,319円、施設保守管理委託料6,936万3,000円、公園維持補修工事423万9,060円、飯田川南公園植栽工事505万500円です。

委員からは、公園遊具等の点検実施方法について質問があり、当局からは、市内全公園の遊具について毎年 1 回法定点検を実施しており、遊具の設計、調査の経験が 5 年以上の者を有する業者を選定し、診断結果報告を提出させているとの回答がありました。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました。

認定第 7 号、平成21年度潟上市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

歳入について申し上げます。

歳入合計は 2 億1,191万5,996円で、主なものは農業集落排水施設使用料と受益者分担金および一般会計からの繰入金、農業集落排水事業債です。

歳出について申し上げます。

歳出合計は 2 億833万1,498円で、主なものは 4 処理施設の維持管理にかかわる光熱水費と保守管理委託料および公債費です。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました。

認定第 8 号、平成21年度潟上市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

歳入について申し上げます。

歳入合計は21億9,734万9,490円で、主なものは下水道使用料と国庫補助金および一般会計からの繰入金、下水道債です。

委員からは、未納対策についての質問があり、当局からは、文書催告、電話連絡、戸

別訪問によっても支払われない未納者については、地方自治法第231条の3項の規定により、自力執行権で地方税法の例により差し押さえ処分をして対処する予定との回答がありました。

歳出について申し上げます。

歳出合計は21億4,454万214円で、主なものは流域下水道維持管理負担金と事業費および公債費です。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました。

認定第9号、平成21年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

歳入について申し上げます。

歳入合計は694万8,682円で、主なものは使用料と分担金および繰越金です。

歳出について申し上げます。

歳出合計は539万1,023円で、主なものは合併処理浄化槽の施設保守管理委託料です。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました。

認定第10号、平成21年度潟上市豊川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。

歳入について申し上げます。

歳入合計は356万699円で、主なものは財産売払収入です。

歳出について申し上げます。

歳出合計は216万4,760円で、主なものは財政調整基金積立金です。

委員からは、豊川財産区の面積について質問があり、当局からは、337.29ヘクタールとの回答がありました。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました。

認定第15号、平成21年度潟上市水道事業会計決算の認定について。

収益的収入および支出について申し上げます。

事業収益の決算額は5億5,747万944円です。事業費用の決算額は5億77万8,059円で、不用額は2,898万1,941円です。不用額の主なものは、委託料と修繕費および動力費です。

資本的収入及び支出について申し上げます。

資本的収入の決算額は1億5,828万3,158円です。資本的支出の決算額は3億7,788万897円で、主なものは取水・浄水・配水施設の設備更新に伴う経費1億210万5,970円と企業債償還金2億6,705万9,927円です。資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億1,

959万7,739円は、損益勘定留保資金等で補てんしました。

委員からは、補てん財源としての減価償却について質問があり、当局からは、収益的支出の減価償却費は耐用年数に応じて定額法で費用計算をし営業費用となります。現金支出は伴わないので、資本的収支不足額を補てんできるとの回答がありました。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました。

陳情第4号、「安全・安心な国民生活実現のため防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の地方出先機関の存続」を求める陳情書の提出について。

本件について、委員からは、国の動向がまだはっきりしていないため継続すべきではないかという意見があり、全会一致で継続審査すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会の報告と致します。

○議長（千田正英） これで産業建設常任委員会の報告を終わります。

間もなく5時になりますが、本日の日程が全部終了するまで会議時間を延長したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（千田正英） それでは会議を続けます。

これより議案第50号、潟上市農業集落排水施設設置条例の一部を改正する条例（案）について、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第55号を採決致します。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号、平成22年度潟上市一般会計補正予算（第3号）（案）について、質疑を行います。質疑ありませんか。17番。

○17番（堀井克見） 委員長、どうも御苦労さんです。

1 ページの一番下段、農業振興費700万円の増額と、こういう報告をされておりますけれども、いわゆるその産直センター、潟上市の農業生産の向上事業費等の補助金ということになっておるわけでありまして。これ、農家への農機具や、それから農業施設等の購入費補助金であると。委員の質問もあって、くらの出荷組合からの要望もあったと。そして、農業政策や制度の変化に対応するため出荷組合等の要望もあって反映させた。問題は、この700万円を農機具といたって多種再々、いろいろあるわけでありまして。そしてまた、農業施設といってもそのとおりであります。具体的にはどういう農機具、あるいはどういう施設にこの700万円が振り分けられるのか。その農業政策や制度の変化というのは、これは国の戸別補償を言ってるのかどうか分かりませんが、潟上市においてはどういう変化があったのか、そしてくらの出荷組合からは、さらに具体的にどういう形での補助、お話があったのか、具体、そしてその結果、700万円やるということですが、可決されれば。その具体の費用対効果というのは当面どういうことが見込まれるのか。これ単年度一発なのか、通年的にやっていくのか。やはり700万円やってくる組合の言い分も聞く、潟上の農業変化、構造変化に対応するって。かなりこれね、手品でも使わないと現実難しいよ。ですからこの700万円という元手にして、どういうふうな展望と、そして費用対効果が上がるという説明をされたのか、所管の委員会としてどういう質疑をされたのかお答えを求めます。

○議長（千田正英） 10番。

○産業建設常任委員長（佐藤義久） 農業生産体制強化対策事業の補助金、複合作物の作付に必要な機械、施設に対する支援事業費ということで、残り40%の補助でありますということです。それから管理機械50万円、5台、これの40%、パイプハウス20坪、36万円の25棟、40%、養液栽培施設60万円の10セット、これも40%補助で240万円、こういう説明を受けております。

委員からの質問はたくさんありまして、補助金についてということでお答えは生産力向上につなげていただきたい観点からの補助金ですと。

それから、組合員の要望は反映されているかと、アンケート調査を参考にして行っていると。

国でも県でも実施しているのではないかという質問もありまして、国・県の補助対象は認定農業者、法人、農業生産組合等の大規模農家でありまして、今回の補助金対象者は経営規模に関係なくて意欲のある農家に対して補助するものだという説明でした。

冬場の対策についての質問がありましたときには、パイプハウスや暖房機具なども補助の対象として進めていくというようなお答えでした。

もう一つは、産直の組合員の育成は産業課で行うのかという質問については、今後どの課で対応していくのか協議していくというお答えもありました。

さらに、産直の施設関係ですけれども、当委員会、研修視察の場合、積極的に産直施設を研修してまいりましたが、現時点では産直施設にかかわりない状況にあるということもありまして、関係課連携してこれに取り組む必要はないのかということのお話も出ておりまして、この辺については産業建設部長から上層部へ意見があったことをお伝え致しますというお答えで、ほかはございませんでした。

○議長（千田正英） 17番。

○17番（堀井克見） 委員長、700万円の補助金をこの段階、9月定例会でもって補正で対応する。これはやはりよほどの状況変化がなければ本来できないことですよ。今、ビニールハウスからその何だか機械からと、燃料費のはてまでと。大規模よりもやる気のある農家ということで総合的なお話ありましたけれども、補助金を出すというのは、これは税金ですから、補助基準、一つの基準、どういう基準があった場合にその補助対象になるのかということをお金の税金ですので、これをきちんとしなければ、執行権は別としてもそれをなかなか認めるわけにはいかないですよ。そして結果的にやる気のある農家に補助した場合、どれだけの農業振興上の、あるいは農家の経済の向上等々に寄与するのか、そして、今の産直センターなどと相まってリンクしてきて、全体的な潟上市農業の発展に寄与するのかと、ここらをきちっとやっていないと、これ単発で700万円の補助をやったところで、生き胴手当にもなりませんよ、やり方によっては。ですから、これ例えばくらの出荷組合からアンケート取ったとか取らないとかって言うけれども、どのレベルのどの程度の内容のアンケートで、どこに答えようとしているのかさっぱり見えてきません。いま少し、いろんな質問出されたと、今、はからずも委員長の方からいろんな質問が出されましたというようなことですから、そのいろんな質問の中のさらなるポイント、今、私がお尋ねするところにひとつお答え願います。

○議長（千田正英） 10番。

○産業建設常任委員長（佐藤義久） 堀井議員の再質問ですが、冒頭6款1項3目のことについて700万円の補助に対して委員からの質問も報告しております。また、さらに詳細な説明がありまして、機械関係のものはこうだと。それから質疑応答の中でいろいろ

あったもの全文報告しました。それ以外のことは何もありません。

○議長（千田正英） 17番、再々質問はよろしいですか。

○17番（堀井克見） 終わります。

○議長（千田正英） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） これで討論を終わります。

次に、議案第60号、平成22年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）（案）について、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第61号、平成22年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第2号）（案）について、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第62号、平成22年度潟上市水道事業会計補正予算（第2号）（案）について、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、認定第1号、平成21年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について、質疑を行います。質疑ありませんか。15番西村議員。

○15番（西村 武） 委員長、どうも御苦労さんです。

委員長報告の3ページですけれども、まず、市営住宅使用料ですけれども、今年の決算の状況では収入未済額がトータルで3,059万9,188円ですか、こうなっておりますけれども、この報告の中に弁護士と相談しながら対応しているケースがあるとなっておりますけれども、その弁護士の対応しているケースというのは、どのような結論に達しているものか、その辺のところの審査があったと思いますので、ひとつ説明いただきたいと思います。

○議長（千田正英） 10番。

○産業建設常任委員長（佐藤義久） これについては、最終的にというか督促状、電話、家庭訪問して、だめな場合は弁護士ということの報告をしておりますが、それ以外の場合に生活することが最優先でありますので、地道に支払いをお願いしていくしかない、こういうような苦肉の策を話してくれております。これは、相談結果については報告受けておりません。弁護士に相談した結果、どういう結果になりましたということは聞いておりません。委員からもその発言はありません。

○議長（千田正英） 15番。

○15番（西村 武） 生活が優先するのはこれ当然ですけれども、年々滞納繰越分が増えていくわけです。そういう中で3,059万9,000円ですよ、これには当然住宅に入るときに保証人がいると思っておりますけれども、そういう保証人との、これ当然入っている人はまず生活が優先ということで、これ以上何ともならないというようなことでこの3,059万9,000円残ってますけれども、あまりにも膨大な金額ですね。これがもし民間会社であれば、当然倒産に至るわけですよ。ですから、ここで保証人というのが入るときに必要なと思えますよ。ですから保証人とのかわりはどうなっているのか、その辺のところの審査、そういうものがあつたのかどうかですね。

○議長（千田正英） 10番。

○産業建設常任委員長（佐藤義久） 残念ながら保証人についての発言は委員からもありませんでした。ただ、産業建設部長の方から、住宅の場合、住む権利、このことについて話しておられまして、市営住宅使用料が月額6,800円にもかかわらず支払えない状態の方もおると。強制的に立ち退かした場合、立ち退くことも困難だと、こういうような

説明で終わったわけでした、保証人については委員から質問ありませんでしたのでご理解ください。

○議長（千田正英） 15番、よろしいですか。

○15番（西村 武） いいです。

○議長（千田正英） ほかにありませんか。17番堀井議員。

○17番（堀井克見） 3ページ、これ歳入と歳出、絡みがあります。農山漁村活性化プロジェクトの支援交付金繰越明許3,950万円あります。これが入りの部分。次のページ、4ページの中段に、今度は同じくその支援交付金3,950万円、恐らくこれ、国からのトンネルを行政が中に入って企業に米粉、いわゆる米の消費がなかなか進まないということで、農家経済の向上、あるいはまた米の付加価値をつけるということで米粉の生産に国の制度によって、それに潟上市が乗っかって、そしてもろもろの地域の経済なり米の消費なり農家の経済の向上なりを図っていくということの趣旨の事業だと私は理解しておるわけですが、この3,950万円というもの、これはこれで結構ですけれども、実際に米農家といわゆる契約栽培をして米粉にするその米を、この事業が終了した暁にはやるんだということを私聞いております。ですから、実際どれぐらいの潟上市内の米生産農家と面積的に契約をされているのか。そしてその面積から言ってみれば数量、何俵ぐらいの米が実際にこの先に納められていくのか。結果的には米の生産農家への経済的な波及効果というものが出てくると、流れの中で、こういうふうに思うわけですけれども、この点についてどういう審査をされたのか、今、「時は米粉」ということで全県くまなく、大曲の大仙の方でもやっていますし、大潟村なんかは日本の国を相手にしてやっていますけれども、潟上市においては唯一3,950万円がこの類の事業と見ておりますので、これもまた潟上市におかれる米生産農家にとっては光明になるのかならないのかの瀬戸際だと思いますので、あわせてその効果というものをお聞かせ願いたいと思います。どういう審査をされましたか。

○議長（千田正英） 10番。

○産業建設常任委員長（佐藤義久） 13款2項5目ですが、先ほど報告したもの以外に米粉の処理加工施設整備事業であると。ラインに加わるもので、事業費は7,900万円の2分の1補助と、こういうことで米粉の処理能力は一日当たり4,500キログラムという説明を受けておまして、あとほか、委員からは特別質問はありませんでした。これ以外の説明もございませんでしたので、終わります。

○議長（千田正英） 17番、再質問。

○17番（堀井克見） さっきもそうでしたけれども、委員長質問に対する答弁が、してなければいいと。これおかしいですよ。あなたの方に信頼もって、まさしく所管の委員会である産業建設に付託してますよ。そうすれば、決算議会というものは、当然その費用対効果というものをきちんとチェックして、それをあまねく本会議に報告する責務があるんですよ、委員長というのは。そして所管の委員会を統括していく。くどいようですけれども、それが委員会中心主義、地方議会の本分なんですよ。委員長、あれもやらないこれもやらない、逆に何やったんですかって聞きたくなりますよ、そうすれば。言ってみれば、その費用対効果のチェックをしてないとなれば、決算審査がやはり不備があるということだもの、はっきり言って。ですから、それではいけないですよ。4日間の会期あるので、一日半日だとか一日とかで終わったというけれども、結果的に何も質問しないから時間もかからないし、たちまち終わるわけでしょう。まさしくやはりこれは、市民に対する、はっきり言って言葉きついかもしれないけれども、大変な問題ですよ。これ大事なことでしょう、言ってみれば初めての事業で、7,000万円きて、その幾らっていう、そんなことわかりますよ、2分の1のトンネルっていうことは。問題は、その使途、それによって費用対効果がどれだけ上がったのかということをお我々議会はチェックしながら次年度以降の予算に反映してもらおう、これが大事なことです。ですからもう一度、何をそうすればやったのか、もう一度答えて。

○議長（千田正英） 10番。

○産業建設常任委員長（佐藤義久） 暫時休憩。

○議長（千田正英） 暫時休憩します。

午後 5時07分 休憩

.....
午後 5時08分 再開

○議長（千田正英） 会議を再開します。

10番。

○産業建設常任委員長（佐藤義久） 議員ご案内のように、この3,950万円の繰越明許分でありまして、これからということになるということですが。

（「繰越明許と費用対効果は全く関係ない。」の声あり）

○産業建設常任委員長（佐藤義久） 議員、当委員会の審査審議についていろいろ申して

おりますけれども、私の役目として、委員会で何が行われたか、委員からどういう質問があったか、正確に報告すると、それに対する質疑にお答えする役を担っていると。私見を述べれば当然お叱りを受けることですので、それ以外のことは一切お答えできないと思います。

○議長（千田正英） 17番。

○17番（堀井克見） 佐藤委員長、今あなた一番最後に答えたこと、委員会を統括するという職責はありますよ。そして、委員がみな質疑をして終わる、そうしたときに委員長も総括するがゆえに当局に対して質問をすることは可能なんです。きちっと会の了解を得ていくと。それによってあまねく質問がきたときにある程度は対応できる、この委員長としての当たり前の仕事ができるような委員長になるわけですよ。ですから、その認識をやはり持たないで、ただその自分以下の委員が質疑することだけを聞いていて、それをただ報告すれば委員長の仕事が万事また終わったという認識は全く違いますので、基本に戻ってくださいよ。そういうことだ。もし反論あったらして。

○議長（千田正英） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、認定第7号、平成21年度潟上市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、認定第8号、平成21年度潟上市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、認定第9号、平成21年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、認定第10号、平成21年度潟上市豊川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、認定第15号、平成21年度潟上市水道事業会計決算の認定について、質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、陳情第4号、「安全・安心な国民生活実現のため防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の地方出先機関の存続」を求める陳情書の提出について、質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第4号について産業建設常任委員長の報告のとおり、継続することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、陳情第4号は産業建設常任委員長の報告のとおり継続することに決定致しました。

それでは、これより平成22年度各会計補正予算(案)ならびに平成21年度各会計決算認定について、順次起立採決を行います。

議案第57号、平成22年度潟上市一般会計補正予算(第3号)(案)について採決を行います。本案に対する各常任委員長の報告は可決です。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号、平成22年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)(案)について採決を行います。本案に対する社会厚生常任委員長の報告は可決です。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号、平成22年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)(案)について採決を行います。本案に対する社会厚生常任委員長の報告は可決です。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号、平成22年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)(案)について採決を行います。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号、平成22年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第2号）（案）について採決を行います。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号、平成22年度潟上市水道事業特別会計補正予算（第2号）（案）について採決を行います。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

これより、認定第1号、平成21年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について採決致します。各常任委員長の報告は認定です。本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、認定第1号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第2号、平成21年度潟上市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について採決致します。社会厚生常任委員長の報告は認定です。本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、認定第2号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第3号、平成21年度潟上市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について採決致します。社会厚生常任委員長の報告は認定です。本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、認定第3号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第4号、平成21年度潟上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について採決致します。社会厚生常任委員長の報告は認定です。本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、認定第4号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第5号、平成21年度潟上市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について採決致します。社会厚生常任委員長の報告は認定です。本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、認定第5号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第6号、平成21年度潟上市有線放送事業特別会計歳入歳出決算の認定について採決致します。社会厚生常任委員長の報告は認定です。本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、認定第6号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第7号、平成21年度潟上市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について採決致します。産業建設常任委員長の報告は認定です。本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、認定第7号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第8号、平成21年度潟上市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について採決致します。産業建設常任委員長の報告は認定です。本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、認定第8号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第9号、平成21年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について採決致します。産業建設常任委員長の報告は認定です。本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、認定第9号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第10号、平成21年度潟上市豊川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について採決致します。産業建設常任委員長の報告は認定です。本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、認定第10号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第11号、平成21年度潟上市下虻川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について採決致します。総務文教常任委員長の報告は認定です。本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、認定第11号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第12号、平成21年度潟上市和田妹川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について採決致します。総務文教常任委員長の報告は認定です。本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、認定第12号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第13号、平成21年度潟上市飯塚財産区特別会計歳入歳出決算の認定について採決致します。総務文教常任委員長の報告は認定です。本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、認定第13号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第14号、平成21年度潟上市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について採決致します。総務文教常任委員長の報告は認定です。本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、認定第14号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第15号、平成21年度潟上市水道事業会計決算の認定について採決致します。産業建設常任委員長の報告は認定です。本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、認定第15号は原案のとおり認定されました。

【日程第28、議案第63号、平成22年度潟上市有線放送事業特別会計補正予算（第1号）（案）について】

○議長（千田正英） 日程第28、議案第63号、平成22年度潟上市有線放送事業特別会計補正予算（第1号）（案）について議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第63号については当局に提案理由の説明を求めます。山口総務部長。

○総務部長（山口義光） それでは、補正予算の追加提案についてご説明申し上げます。

追加議案書の1ページをお願い致します。

議案第63号、平成22年度潟上市有線放送事業特別会計補正予算（第1号）（案）については、別冊のとおりであります。

平成22年9月21日提出 潟上市長 石川光男

平成22年度潟上市有線放送事業特別会計補正予算（第1号）（案）の1ページをご覧くださいと思います。

議案第63号、平成22年度潟上市有線放送事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ116万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入

歳出それぞれ2,908万4,000円とするものでございます。

歳入予算について説明申し上げます。

4 ページをご覧ください。

5 款 1 項 1 目雑入は116万1,000円の追加でございまして、災害共済金116万1,000円でございます。

続いて、歳出について申し上げます。

2 款 1 項 1 目業務費は116万1,000円の追加で、修繕料でございます。

このたび補正に至った経緯につきましては、去る8月24日午後6時過ぎに発生した落雷によりまして有線放送本部エアコン2台の破損、飯塚分局のエアコン1台および配線盤の損傷、それに外線ケーブル設備が数箇所400メートルにわたって被害を受け、これを修繕する補正予算でございます。

これら設備の修繕に要する財源につきましては、市町村が加盟している財団法人全国自治協会の建物災害共済をすべて財源として充てております。

また、被害については、被害を確認後、直ちに予備の部品と予備回線で仮復旧しており、その後もサービスに支障はございません。このたびの被害発生は8月24日でありましたが、被害額の精査に時間を要したため、今回追加議案として補正をお願いするものでございますので、宜しくお願い致します。

また先般、追加の行政報告をさせていただきましたけれども、昭和庁舎の雨漏り被害については現在調査中でありまして、内容が確定次第対応してまいりますので、宜しくお願い致します。

以上でございます。

○議長（千田正英） これで説明を終わります。

これより議案第63号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第63号を採決致します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に付議されました案件は全部終了しました。

これをもちまして、平成22年第3回潟上市議会定例会を閉会致します。

どうも御苦労さまでした。

午後 5時27分 閉会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

潟上市議会議長 千 田 正 英

〃 署名議員 戸 田 俊 樹

〃 署名議員 佐 藤 義 久